

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11人であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、第2日目の定例会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） 議事日程に入る前に、昨日開催されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に佐藤勝徳君、副委員長に外山正利君が選任されましたことを報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、一般質問に入ります。

質問は配布しております、一覧表のと通りの順とし、5日の引き続きといたします。

再質問は議席で行うことを許可いたします。順番に発言を許可します。3番 外山正利君。

（「すみません。ちょっと休憩して下さい。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩します。

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ会議を再開いたします。外山正利君。どうぞ。

○3番（外山正利） おはようございます。一般質問に入る前に議会運営の方からは、承認をいただいているわけでありましても、参考資料の配布について今皆さんのお手元に入ったと思いましても、議長の承認というようなことでありますので、このお取り計らいを議長にお願いしたいというふうに思います。

（「許可いたしますので使ってどうぞ。」の声あり）

参考資料の関係については、高知県の津野町のいわゆる安心・安全助け合い支援システムの全体図でございます。それと、その下にですね。安心・安全見守り台帳の主な項目ということでこの2つをちょっと参考にいただければ、私の一般質問の中でちょっと分かりにくい部分がありましたので、参考資料を配布いたしましたところであります。高知県の津野町については、人口6000人で山間の町でございます。25年の今年の4月で、いわゆる高齢化率38.3%ということで、こういった背景からですね、津野町では、高齢者を見守る安全・安心ネットを作ったというようなことでございます。これを参考にした一般質問になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1. 高齢者の社会参画と町造り

我が国の総人口については、人口減少過程に入っております。2012年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表によりますと、2026年に人口一億2000万人を下回った後もですね。減少を続け、2048年には一億人を割って9913万人となると推計をされております。そして人口減少

時代とリンクして、わが国の高齢者人口は着実に拡大をしてきております。1970年には、高齢化率がですね、高齢化が総人口に占める65歳以上の人口の割合が7%を超え、さらに1994年には14%を超えおります。そして2011年には23.3%となっております。今後の高齢化人口を概観すると「団塊の世代」が65歳以上となる2015年には3,395万人となり「団塊の世代」2025年には3,657万人に達すると推計をされております。2042年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれております。

さて、我が町も老人福祉計画を重点として「すこやかな町・安心して暮らせる町づくり」目指して取り組んでおりますが、急激な人口減など、総人口は平成24年9,118人で平成25年ではいわゆる本年では8976人で9千人台を割りました。また、65歳以上の人口推計は、平成25年度で3029人で高齢化率は33.3%であります。これは国・県の高齢化比率を大幅に超え、いわゆる超高齢化の町といっても過言ではありません。高齢者の町作りを早急に取り組まなくてはなりません。

特に、核家族の進行に伴い高齢の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加する事から、地域社会の相互扶助機能の強化が重要となります。コミュニティやボランティアの期待は大きいわけですが、現実にはこれらの活動が活発なものにはなっておりません。

このため、地域の実情に応じて、ホームヘルプ協会等設立をし、これらの活動の組織化を図ることにより、住民の潜在的な参加意欲を具体的な活動に結びつけていくことを検討することが必要でございます。

東北大学の特任教授の村田裕之氏はスマートエイジング、いわゆる「賢く齢を加えていく」という生き方。七つの秘訣を進めております。1つは有酸素運動をする。2つ目は筋力トレーニングを行う。3つは脳のトレーニングを行う。4つ目は年金以外の収入を得る。5つは他人の役に立つ事をする。6つは明確な目標を持つ。7つ目が好きな事に取り組む。高齢者社会参画と町づくりのいわゆる観点ではですね。4と5が非常に重要なのではないかなとこういうふうに思っております。年金以外の収入を得ると何がよいのかということでもありますけども、徳島県の上勝町、これは葉っぱビジネスの町でありますけども、高齢化率は48%ですので、いわゆる限界集落の手前。全国でもトップレベルの高齢の町でございます。しかし、いろとりどり事業のおかげで、町の高齢者の皆さんは元気で、上勝町には2200人あまりが高齢者として住んでおりますが、寝たきりの人はゼロ。そして、高齢者医療費も徳島県内で最低水準とのことでございます。

葉っぱビジネスは、地域活性化ビジネスとして注目を集めておりますが、高齢者も働き続けたほうが健康になることを証明しているものでございます。

似たような事例がですね。長野県小川村にある(株)小川の庄であります。やはり年配のおばあちゃんたちが活躍して、年商8億円程度の売り上げがあります。なにをやっているのかという

と「おやき」を作って売っています。いわゆる肉まん的なものに、地元の野菜を入れたとかこういうおやきを作って売っております。長野県は医療費全国一少ない県で、仕事を通じて現役でいることができますね。結果として、高齢になっても病気になりにくく、健康でいられることを示しております。

また、村田教授は退職後は「半働半遊」型の生活を目指すとも言っております。いわゆる半働半遊というのは、半分働いて半分遊ぶとこういうことでございます。

退職後の生活で有益なことは、ある程度仕事を続けることで健康を維持しながら経済的な不安を解消し、社会から孤立しないことでございます。「半働半遊」型の生活は、これは週3日程度働いて、残りはいわゆる自分の好きなことに時間を費やす生活スタイルでございます。こんなことも言っております。私の身近にも新庄市のスクールバスの運転手でございますけども、山交の私の先輩でありますけども、これは一週間交代で、新庄の全てのスクールバスを賄っております。至って元気であります。さらに、役場の職員の退職者を見ても、いわゆる退職後にニラ栽培をやったり、リンゴ栽培などですね。いわゆる「半働半遊」実践している人がおります。まさに健康そのものでございます。

こうしてなるべく多くの高齢者が退職後も何らかの仕事をして、経済的な余裕と生活のリズム感を得る事が出来、元気にいきいきと暮らすことで、なるべく要介護・寝たきり状態になれば、医療費も介護費も少なくなり、個人の出費が減るだけでなく、行政の出費も減ることになります。医療・介護予算を増やすよりも「生きる意欲」をかき立てる、いわゆる社会参画機会を多く創ることが最も重要と思います。

当町も、第5次真室川町総合計画及び真室川町老人福祉計画第5期介護保険事業が平成24～26年度ということで、高齢者対策にきめ細かに取り組んでおりますが、特に老人福祉計画の第3章の重点施策が（1）から（9）までありますが、5番目のいわゆる地域包括ケア体制の構築、（6）高齢者の主体的な活動の支援、（7）の介護支援、（8）の高齢者にやさしい町づくりの推進、9番目には高齢者虐待防止対策の推進など、高齢者の社会参画と町づくりにとって、きわめて重要と思われます、高齢者を見守る安心・安全ネットの構築が必要と思われます。そこで町長に老人福祉計画及び総合的な推進について伺いたいと思います。

1点目は、見守り・助け合い支援の全体図。これは津野町では住民公開掲示板と呼んでおりますけども、この住民公開掲示板については、いわゆる皆さんのお手元の資料にもありますように、個人情報を含まない、いわゆる掲示板であります。これをこういうような形をつくるべきと思います。

さらに、この全体図を作るにあたって、総合システムの構築が必要と思います。町長の考えをお伺いしたいと思います。この全体図というのはですね。いわゆる福祉課だけでは一課だけではできないわけでありますので、いわゆる関連課合わせた連携がやっぱり必要、そういった

システムを構築すべきではないかなとこういうふうに思いますし、さらにいわゆる老人福祉計画は冊子になってあるわけでありすけども、非常に中身的にはきめ細かに書いておりますけども、これは町民サイドからするとなかなか目に触れていないというのが実態でありますので、そういったものをですね。やはり、きちっと構築する必要があるのではないかなとこういうふうに思います。

2つ目は、安心・安全見守り台帳の作成であります。災害発生時や、緊急時の支援ツールとしての活用してはどうかとこういうふうに思います。これも、資料の一番下の方に枠でありますけども、私は今年ですね、いわゆる福祉課の方でやった緊急医療情報キットというあれがですね。いわゆる65歳高齢者の世帯に民生委員を通じてですね、配られて私の方にも届きました。あれは非常にいいものだとなんとか家で倒れて、救急隊が来てもですね。すぐ置き場所が分かるような設定になって、その中に私のかかりつけの病院がどこで、持病がどこでというようなものでございました。それは私高齢者全体の世帯に配っているもんだとこういうふうに思っておりましたら、いわゆる跡取りとか同居している人については配っていないというような今状況なのではないかなと。あれは全て高齢者の世帯については、やっぱり配るべきではないかなとこういうふうに思います。そういうようなことも含めてですね。いわゆる台帳をやはり作るべきでないのかなと。しかし、この津野町でも個人情報の関係などもあってですね、非常に苦慮したようなことが載っておりましたけども、いわゆる住民の安心・安全を守るためなら、個人情報についてはいいですよというのがですね。津野町の結果でありますので、この是非こういった施策をですね、進めさせていただきたいとこういうふうに思います。

3点目は。今ほど申し上げました現在取組中の緊急医療情報キット、町民の反応について伺いたいと思います。

4点目は、今後老人福祉計画を進める上で、個人情報保護法の観点からの問題点についても、伺いたいと思います。

以上、この4点について質問をいたしてですね、この場での質問を終えたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） おはようございます。外山正利議員の「高齢者の社会参画と町づくり」についてのご質問にお答えいたします。

当町のみならず、我が国の多くの市町村が人口減少・高齢化が進行しており、とりわけ、当町を含めた山形県は高齢化の進行が速く、超高齢社会への備えが急務の課題となっています。

高齢者等が住み慣れた地域で健康寿命で、安心して住み続けることができる社会の実現に向けた「健康長寿安心やまがた推進本部」が本年6月に山形県と県内各市町村、関係団体により設立されました。

高齢になっても健康で日常生活に制限がなく暮らせる「健康寿命」の延伸を重要な目標とし

て掲げている「健康やまがた安心プラン」に基づく課題・事業を検討する「健康長寿推進協議会」、本人等の希望に応じて地域で療養生活を営める在宅医療のあり方、医療・介護の連携の実現をめざすため「在宅医療推進協議会」、そして、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう「雪対策」、「高齢者の住まいの確保」、「生活支援」、「就労支援」、「いきがいづくり」などの分野における課題と対策事業の検討と県補助及び市町村実施事業を協議検討する「山形県高齢者等安心生活構築プロジェクト協議会」の3協議会が設置されております。

さらに、県内4ブロックごとに設置される「健康長寿安心やまがた推進本部地域協議会」と市町村との連携・協力の下に各種事業の創設、実施、検証、さらなる推進が行われることとなります。

当町としては、先に策定しました「第2次ヘルシースマイル21真室川計画」に基づき、健康寿命の延伸をめざして、各種健康づくり施策の推進を図り、「老人福祉計画・第5次介護保険事業計画」に則して、地域包括支援センターを中心に推進している「地域包括ケアシステム」を充実させ、保健・医療・福祉・介護の連携をさらに強化し、実効性を高め、高齢者等が要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援してまいります。

また、超高齢社会にあっても、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりをめざし、「山形県高齢者等安心生活構築プロジェクト」につながる施策・事業を検討してまいります。

ご質問の1点目の「見守り・助け合い支援の全体図をつくるべきと思う。全体図（住民公開掲示板）を創るにあたって、総合システムの構築が必要と思うが。」と2点目の「安心・安全見守り台帳を作成し災害発生時の緊急時のツールとして活用してはどうか。」とのご提案について、合わせてお答えしますが、ご質問中の総合システムとは、地域で見守り・支え合いを必要とする高齢者、障がい者などの要援護者総合情報システムとこれに関わる地図情報システム整備についてのことを捉えて、お答えいたします。

現在、地域支え合い事業で整備した「要援護者支援システム」を運用し、高齢者や障がい者などの要援護者を対象に、災害時用要援護者支援台帳整備を進めております。

昨年11月から75歳以上の高齢者のみ世帯を皮切りに、民生委員・児童委員の協力を得て、地域包括支援センター職員と社会福祉協議会の高齢者等生活支援員が訪問し、要援護者支援台帳への登録について説明し、同意を得た方々から登録申請書を記入、提出いただいております。

今年度からは、65歳以上の高齢者と障がい者の方々にもご本人からの希望により手上げ方式での登録申請をしていただいております。

必要に応じて、高齢者等生活支援員や民生委員が訪問し、本人が記入できない場合は、訪問した支援員や民生委員が支援し、登録申請を進めております。

本年8月末日現在の台帳登録者数は、高齢独居者149人、高齢者のみ世帯385人、障がい者及びその他の方々46人、合計582人となりました。

登録申請書には、本人の個人情報に加え、かかりつけ医や緊急時連絡先、災害時の支援協力者、区長や民生委員などの支援に必要な情報も記入していただき、これを「要援護者支援システム」に入力し、データベース化しております。

これが、議員ご指摘の「災害発生時の緊急時のツールとなる安心・安全見守り台帳」と総合システムの構築」にあたるものと考えます。

この登録データを地図情報と重ねあわせ、住宅地図上に要援護者の居住位置、地域の避難場所、公共施設などを表示し、必要に応じて集落単位や指定区域ごとに地図と要援護者登録情報内容を印刷出力することができます。

これが、ご指摘の「見守り・助け合い支援の全体図」に相当するものと考えます。

3点目の「現在取組中の緊急医療情報キットに対する町民の反応は。」についてであります。要援護者支援台帳登録支援のため、高齢者等生活支援員や民生委員が高齢者世帯等を訪問した際に、高齢者や障がい者、健康に不安を抱えている方々で希望される方に「救急医療情報キット」を配布し、救急時に必要な情報を記入し、冷蔵庫等に保管していただくようお勧めしています。

記入する救急情報は、要援護者支援台帳内容と類似しており、これに加えて常用薬の薬剤情報提供書や診察券及び健康保険証の写しと本人の写真などをキットの筒に同封し、冷蔵庫などの中に保管し、保管場所が判るようシールを貼り付けておくことをお勧めしております。

万一、不明な点や本人が記入することができない場合は、台帳申請書と同様に生活支援員等がお手伝いし、キットをしかるべきところに整備・保管をしております。

また、訪問を受けていない方々で配布を希望される町民の皆様にも、福祉課又は社会福祉協議会の窓口や地区の民生委員を通じ配布しております。

最上広域消防北支署管内での救急搬送時に、救急隊員がこのキットにより救急連絡先やかかりつけ医等を確認し、迅速な連絡や救急搬送先での診断・治療の手がかりとして活用された事例もあります。

一方で、他管支署からの出動時に、キットが保管されていることが判らず、利用できなかった事例があり、早速、北支署を通じて、広域消防全体に周知いただき、今後の救急搬送時に活用いただくこととしています。

現時点の配布数は、要援護者支援台帳登録数とおおよそ同数ですので、要援護者支援台帳登録とともにさらなる制度周知と利用拡大に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の「今後老人福祉計画を進める上で個人情報保護の観点からの問題点は。」についてであります。老人福祉に限らず多くの行政施策・サービス提供は、町民の個人情報を基に行われており、個人情報保護法や町個人情報保護条例の規定では、業務で知り得た個人情報や電算システムに登録されている情報は、基本的には業務以外には使用することはできず、

他の業務での使用や提供が必要な場合は、事前に本人から同意を得ておくことが必要であります。

老人福祉・介護保険事業計画の各施策においても、介護認定申請や調査記録、介護認定情報等を基にサービスが提供されていますが、認定申請に際し、関係する事業所や機関への情報提供することに同意を得ております。

介護サービス、認知症対策、地域包括ケア体制を推進していく上で、医療機関をはじめとする関係機関等と必要な個人情報を共有し、的確なサービス提供や関係者連携につなげております。

本年6月に改正、施行された災害対策基本法では、災害時に要援護者を円滑かつ安全に避難支援するため、本人の同意を得て、あらかじめ自主防災組織等に情報提供ができるようになりました。

要援護者支援台帳登録申請に際して、関係者への情報提供について同意をいただいておりますので、自主防災組織や民生委員、消防・警察等関係者への提供が可能ですありますが、地図情報を含めた要援護者支援システム登録者情報を区長や自主防災組織の代表者、民生委員に提供するにあたっては、個人情報提供にかかる覚書を締結させていただくこととしております。

提供される要援護者支援者情報を基に、地域内で災害時の避難支援や日常的な見守り・支え合いを必要とする方々について把握いただくとともに、避難訓練等での活用をいただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○3番（外山正利） まず第一点はですね、いわゆる掲示板の関係ですね。いわゆる皆さんのお手元にこうありますけども、私どもの老人福祉計画はこういう冊子になっております。これどの辺まで、町民のどの辺まで徹底しているか分かりませんが、中身的にはすごく細かいところまで網羅されておりますけども、先ほども申し上げましたが、町民が分からないんですね。町でこういう取り組んでいるかどうかというのは全く分からないと言った方が、広報とかそういうのには出しているんだと思いますけども、なかなか分かりにくいのではないかなと。そうすることで、いわゆる住民公開掲示板、これは津野町で使っている言葉でありますけども、ただもう一つ残念なのは、いわゆる消防防災の関係がうちの方でトータル的にですね、総合的に見た場合に、整っていないと言いますか、そういうようなことがあります。その支援システム全体図を見てもですね。いわゆる各種の支援、いわゆるデータベースがあって、あるいは先ほど言った個人の台帳のデータベースをちゃんと掌握して、そしてその周りにはですね。いわゆる地域包括支援センター、あるいは社会福祉協議会、あるいは民生委員、福祉委員、各種相談員、あるいは近隣ボランティア、それから消防組合、警察、それから役場、役場についてはいわゆる消防防災こういったものがですね。トータル的になれば本当に安心・安全の町なのか

など。こういう今回私の質問は、社会福祉の方にちょっと重点を置きましたけども、こういうシステムを作らなければですね。私は本当の意味での安心して暮らせる町づくりにはならないんだろうと、こういうふうに思いますけどもですね。特に、これは全てデータベースについてはですね。今ほど言った周りにいるそれぞれの団体がですね。いわゆる情報を閲覧できると、こういう仕組みづくりになっているんです。津野町の場合。これで町民の安心をきちっと守っているということになります。

こういう総合的な考え方について、町長の考え方、特に町長は3期目に向かってですね。いろんなところで挨拶で福祉の町づくりということも挨拶で言ってるようでありますけども、今現在取り組んでいることと、それから今後取り組もうと、私の言ってる総合的な取り組みがあるのかないかですね。町長に伺いたします。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） ヘルシースマイルというようなところでも、文書的に詳しく書き上げながら、作って来ているところであります。それを見づらいというのは確かにあるかと思いますが、やっぱり町民の中でも一生懸命見ておられて、勉強している方はいっぱい沢山いると思います。全く分からないというようなことではないと思っております。より具体的に細部に亘って、やはり詳しく書いて説明しているのが我々の作ってきたものだと思っているところであります。やっぱり一目で分かるというのは、確かに図解されてというのはあるかと思いますが、これらを参考にしながらですね。今後の取り組みということも検討してまいりたいと思っていますところでもあります。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○3番（外山正利） 65歳以上がもう3000人を超えているんですね、当町で。やはり高齢者のやっぱり町づくりにもうちょっと力を入れて、そして安心・安全が町民全体がですね。ぱっと見ても分かりやすいような仕組みづくりをすべきでないのかと、これが私の質問でありますので、町長のあれからすれば、見てる人は見てると言われればそれまでなんです。そうじゃなくて、みんなが一目で分かるような、関心のある人だけが分かっているんじゃなくて、町民全体が安心、こういう制度が町で作っているから安心して暮らせるなという、みんなが一目で分かるようなこういうようなことをですね。やっぱり一つ取り組んで欲しいと、こういうふうに思います。

2つ目の質問をします。いわゆる見守り台帳の関係ですけども、これは今台帳登録者数が合計で582人という今答弁が返ってきておりますけども、これではまだまだですね。いわゆる高齢者3000人ですから、そういった個人情報の関係もありますから、そう一気に進まないという部分があるにしてもですね。まだまだというか、始まったようなばかりの数字ではないのかないかというふうに思いますし、これらのいわゆる登録者についてですね。今後の取り組みにつ

いても伺っておきたい。どんな取り組みをしていくのかちょっと伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 民生委員の方々、または職員でやってきて、確かにマンパワーが足りないという面があるかと思っております。現在のところ、この人数で後はまたやはり個人情報というような面でいろいろな個人的な関係もあるかと思いますが、皆さんからご協力いただきながらですね。台帳登録増えるようにこれからも取り組んでいかなければならないと思っております。そういう面で、一時的にマンパワーを増やしながらですね。やれるところはそういうところ調整しながらやってまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○3番（外山正利） 是非ですね。やっぱり個人情報があるといってもですね。町民が自分の健康、体が大事ですから、やはり誰が来ても分かる。こういうシステムで町民をいわゆる高齢者を守っていくんですよ。こういうことがきちっとしてれば、やはり安心してこの町にやっぱり暮らしていけるんだらうと、こういうふうに思いますので、いろんな障害はあろうと思いますけども、こういったいわゆるデータベース的なものをきちっと、揃えていくということが重要なのではないのかなと、こういうふうに思います。

後はですね。もう一回システム全体図にちょっと戻りたいんですけども、包括支援センターとか社会福祉協議会、あるいは民生委員の関係についてはやっぱり当町の老人福祉計画の中にもきちっと載っているんですけども、いわゆるその他のね、災害時も含めて、この消防防災関係とか、一緒に総合的なものを作っていく考えはありませんか。あるいはこれは警察とか消防組合とかそういうものも入るわけですけども、これはやはり全てトータルをして、いわゆる町民が、安心・安全に暮らせる基礎になるわけでありますので、こういったいわゆる福祉課だけでなく、関連する課とのこれからの協議をしながら、こういったものを作っていく考えはあるのか、このことについて伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫）　まとめ上げたものということでは、まだですけども、2年半にもなる震災の時ですね。東日本大震災の時には町の地域担当制でも、全世帯、高齢世帯に対して、緊急的な対応をしてきたところであります。緊急時にはそういうような対応ができますけども、事前にそういう体制づくりも議員言われるようなところであろうかと思いますので、そういう面もですね。併せて検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○3番（外山正利） 是非ですね。私防災災害面が起きた時の防災面については、非常に当町は弱い
 というふうに私なりに感じております。それはまだ防災体制がきちっと出来ていないとい
 うことがあるわけでありますからですね。是非そういう体制を早く構築をして、そして今ほど

から話しているようなこういった全体的なシステム全体の構築を私は作っていくべきだというふうに思います。それでは、先ほど現在の取り組み中の緊急キットなんですけども、これは大変いいものです、正直言って。こういうもの家にありますと、私が倒れて救急隊が誰もいないところに入って来ても分かります。これの範囲が私の勉強不足で、恐らく先ほど言ったような範囲で配布してないのではないかと。

ただ、若い人と同居してても、若い人は日中は働きに出るわけでありますから、日中はお年寄りしか家にいないものです。お年寄りが問題、倒れたり何なりした時に、その例えば救急隊が入って来れば、こういう緊急キット的なものがあるのとないのとではかなり違うわけなんです。だから、この範囲を今後増やしていくつもりがあるのか、私は増やしてほしいというような質問ですけども、これについて一つ。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長 佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 今、議員のおっしゃるのは日中一人暮らしと、若しくは日中高齢者のみ世帯ということを対象にというお話かと思われます。先ほど町長が答弁したように、要援護者支援という部分の登録台帳と合わせながら、この救急キットを配布しておりますが今、今年から65歳以上の手上げ方式という形、自分が要援護者であるという時は登録できます。その部分に合わせて、必要な方にもこのキットを配布いたしますので、福祉課、社会福祉協議会、若しくは地域の民生委員にお声がけいただければということで、先にご周知をしているところであります。町長も申したように、まだまだ直接訪問というのが全ての世帯にできないというような現状でありますので、今後も多くの方々から協力をいただき、さらには地域の方々から情報をいただきながら、数多くこのキット若しくは要援護者支援台帳に登録いただくよう努めてまいります。よろしくご協力お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○3番（外山正利） 合わせてどのぐらいの数になるのか今分かりませんが、後から教えてもらいたいんですけども、恐らくいわゆる当町で言われる、高齢者と言われる3,000人。その部分のどのぐらいまで、今現在で達成をしているのか。なかなか達成できないというか、自然増なのかどうなのか分かりませんが、これを増やしていく、あるいは町民にどうやって知らせているのかなということも、私分らないですよ。どうやって知らせていくのかなと、私自身も高齢者ですけども、そういったような文書的なものがこういうことになったら、こういうこと福祉課に来ると出来ますよという文書見たこともないんですけども、そういう町民に知らせるという部分についてと、今後の取り組みをちょっとお伺いして、私の時間はもうありませんので、質問を終えたいとこういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長 佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） まず、住民への周知という部分ではまず要援護者支援については、昨年の

10月、11月から取り決めましたということで、お話し申し上げましたが、10月の広報においてお知らせをしております。その流れ、どういう方式とのことについてもお知らせさせていただきます。

さらに今年3月の広報において、救急医療情報キットについて、これについても配布いたしますということで、図を入れながら、キットの活用についても、保管場所等々も含めて、図入りでお知らせしているところであります。なかなか高齢者一人暮らしで、町報全て目を通されない方々については、先ほど申し上げたように、訪問しながらご説明申し上げております。若しくは若い世帯と同居の場合は、家族の中からそういう声を出していただければ幸いかと思っております。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） それでは質問通告に基づきまして、私の一般質問を行います。

本年11月17日に町長選挙が予定されております。私は民主主義の観点からは、首長選挙では複数の候補者が出馬し選挙戦となって、そしてそれぞれなりの政策と信念を町民に訴えて、正々堂々と論戦したうえで、いざ選挙が決した場合ですね、当選者は対立候補者の主張も容れるべきところは容れつつ、自らの公約を果たすべく町政に臨むべしであると。そういう経過をたどることが望ましいのではないかと考えております。報道によれば、井上町政が講演会の集まりで立候補を表明されているほか、現時点では対立候補出馬の動きは表面化はしてはいないようであります。

町会議員選挙の前に共産党として町政の分析を行いました。福祉施策が県内の他市町村と比較しても遜色ない水準であることは大いに評価できると。それから、町債残高を順調に減少させていることにも注目もいたしました。私としては、井上町政が続くや否やに関わらず、福祉の充実と財政の健全化の取り組みは引き続き継続されるべきであり、党として、また一人の議員としてはその点に全力をそそごうと考えております。

その上で質問通告書では、町長にこれまでの町政をどう評価しておられるのか、総合計画や施政方針に照らして、何をどこまで達成できたと考えておられるかと。次期における課題をどうお考えかということをお聞きしております。昨日の佐藤勝徳議員の一般質問で、これと同じ同内容の質問が行われました。従いまして、この質問に関しましては詳細なお答えをいただくつもりは今日はありません。しかし、昨日おられなかった傍聴者の方がおられることも鑑みまして、掻い摘んで少しお答えをいただければありがたいかなと思います。できましたら、その選挙公報にもし書かれるとしたら、どんなような内容をお考えなのかということ、急な話ですから、そういえないかもしれませんが、できましたらお答え願いたいと思います。

さて、続いて具体的な雪対策について大きく分けて2点お伺いをしたいと思います。

第1点目は雪対策についてであります。

昨日の回答の中でも、雪対策をとりわけ重視して、取り組んでいらっしゃるという印象はち

よっと私は受けませんでした。私自身が雪の降らない地域で生まれたということは前にも申し上げたかと思います。そういう地域と比べてみますと、この真室川町は大変大きなハンデを町民の暮らしの上でも町の財政にとっても大きなハンデを負っていると考えざるを得ません。この雪への対策が真室川町にとっては本当に死活問題になろうかと思います。そこで町民の皆さまなどから私独自にお聞きした要望を出されたことなども含めまして、お伺いをしたいと思います。

まず、流雪溝の整備について、これ私なりに若干の要望の聴取を行いましたところ、宮町1区、2区や東町の1区、2区で流雪溝そのものの整備や、水量の確保などの要望がございました。全町的に流雪溝の要望は切実なものがあると思いますけれども、中でも人口密集地であるこの真室川地区、昨年も流雪溝に雪が詰まるなどの事態も何度か起きていることもございます。今後の流雪溝整備計画について、どのようにお考えでしょうか。大石田町などでは、過疎債を利用して、過疎対策事業として町の負担を極力少なくしながら、流雪溝の整備を行った経験があるという話も聞いておりますが、そのような例も参考にしながら、予算確保には国や県にも一定の責任を持ってもらいつつ、補助を求めつつ、計画をしっかりと作っていくべきと考えております。現状と今後の展望をお伺いしたいと思います。通告書にはできれば地図化をして添付していただきたいと付けましたが、あくまでできればでございますので、ここにこだわるつもりはございませんということを申し上げておきます。

続いて、3月の定例会の一般質問で取り上げられました釜淵3区の流雪溝整備要望について、やりとりの結論は、県との関係あるいは町内の調整などに困難があるためできないということだったと私も傍聴して、また後で会議録なども見た上で、そのように理解しておりますが、現に雪対策に困っている町民に対して、流雪溝という方法が取れないならばだめならだめで、ほかの手立てを考えるなり、なんらかの援助が必要ではないかというふうに考えております。この件でその後何か進展はあったでしょうか。あるいは具体的な流雪溝がだめというのであれば、それに代わる代替策を何か考えておられるかどうかお伺いいたします。

次です。降雪時の安全な交通確保という点で、長沢前地区の住民の方から除雪車が入れるように町道を整備してもらいたいという要望を伺っております。この方は建設課にも既に要望したと聞いております。この一般質問までに少し時間が経っておりますけれども、6月、7月ぐらいのお話だったと記憶しております。この方からは、前町長の時代にですね、井上町長の前の町長の時代に、該当する町道を鮭川村の豊里側の村道と合わせて整備をするというような考えが、公式的なものが非公式なものかは不確かな話ですが、前町長に示されたことが、あるいは前町長の時代の行政の担当の方ということだったかもしれません。示されたことがあるとそういう話も伺いました。実際にそうした案が検討されたことがあるのかどうか、あるならばその後の経過はどうなっているかをお伺いをしたいと思います。そして、結論的に今回のこの

整備の要望に対してどう対応考えておられるでしょうか。今後、地区住民の安全確保にどのような具体策を考えているのかということをお伺いをしたいと思います。

大滝地区で、「農道」という名目のため、除雪の対象となっていない道路があるということ伺いました。実際には住民の日常の行き来に利用されており、実態的には農業目的に限られた道ではない、町道なみの役割を果たしているというのが地元の方のお話でした。住民の方からこうした道に関して具体的に除雪をお願いしたいと要望が出された場合に、弾力的な運用をして、町で除雪をするということはできないのでしょうか。合わせて、農道ではなく「私道」である場合はどうなのかと。町として除雪を行う事が可能か否か、可能だとすればどのような要件がそろった時になるかと、これは個人的に前に一度建設課にお伺いしたことがございますが、ここで公式に議会での答弁として、お聞きをしておきたいと思います。お伺いします。

次です。除雪車オペレーターが変わって下手になったという声を何度か町民の方から聴いております。

オペレーターの方は毎年過去に経験もある人を雇いつつ、年々入れ替わりもあることだろうと思います。そうした交代の際にですね、例えばお年寄りのみの世帯で、特にこの家には配慮が必要なんだとそういう家などの情報ですとか、あるいは実際の運転技術で気をつけること、例えばブレードの向きをどうするとこう雪を残してしまうとか、前まで持って行けるとかですね。そういった運転技術で気をつけるようなことの伝達、技能の継承がこういったことが十分にできるような、制度的な保障はありますでしょうか。具体的な取り組み内容をお伺いしたいと思います。

それからですね、福祉サービスの中で除雪支援事業、自力での除雪が困難な高齢者等に対する費用の補助というものがございます。昨年の冬、その利用者の方から電話をいただきまして、屋根からの雪下ろしには使えるけれども、玄関先から道路までの雪堀にはこれが使えないと、実際に自力でこれ除雪をすることが困難なんだけれども困っている、是非使いたいという声がありましたが、これ使えないというのはどういうことで使えないということになっているのでしょうか。これは、現場で弾力的な運用を容認するというだけで実現できることであり、大きな予算措置も必要とせずにサービス向上につなげられるような事例ではないかと考えますけれども、改善のお考えはありますか。制度内容をここで再確認しておきたいということと、改善の意志についてお伺いをしたいと思います。

町内会や個人の方等が自ら除雪機を購入して、地域の除雪作業に自主的に運用したいという考えを持ってらっしゃる方が少なからずいらっしゃるというふうにもお聞きしています。そのような場合、購入の補助ですとか、税控除など、町としてなんらかの援助はできないでしょうか。もし何か制度があるのでしたら、現状とですね、今後どういう取り組みを行うかということについて伺います。以上、除雪に関しての質問でございました。

続いて大きな２点目として、経済的困窮者に対しての介護保険や、後期高齢者医療等の負担軽減についてお伺いをいたします。

昨年秋の国会で年金給付額の実質的な削減が決められました。最終的には2.5%削減となると聞いております。また、これと別にマクロ経済スライドの完全実施ということで、これも年金額を徐々に減らしていく方向というふうにも聞いております。その一方で介護保険料や後期高齢者医療保険料は上昇しております。来年からの消費税増税ということも、間もなく実施の時期がですね、決定されようというような状況にもあります。年金頼りの高齢者や障害者の方など、経済的困窮者の方からは、これでは本当に暮らしていけないという悲鳴が上がっています。負担率の見直しあるいは応益負担部分と応能負担部分の見直し等で制度改善、そういうことを国に求めていくお考えはありませんか。

また、町独自での減免制度の充実などの考えはございませんか。これをお伺いいたします。合わせて、広域連合化したために町単独での施策は困難なのかもしれませんが、国民健康保険についても、なんらかの困窮者に対する援助ができないでしょうか。このことを伺いいたします。

以上で、この場所においての私の一般質問終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平野勝澄議員の１点目のご質問の「町長の町政に対する基本姿勢について」であります。これに対する答弁は、先に佐藤勝徳議員にお答えした内容と全く同じでありますので、この場では割愛をさせていただきますので、ご理解を願いたいと思います。同じ内容ということで、再質問とあればお願いしたいと思います。

２点目のご質問「雪対策について」お答えいたします。

真室川地区での流雪溝整備の現状と今後の展望についてですが、路線数や箇所数は流雪溝が連続、また家屋や地区も連たんしていますので、延長で申し上げますが、現在の整備延長は、17,818mで受益戸数が351戸、受益事業所数が17事業所であります。

今後の展望（整備計画）は、東町１区の一部を計画しており、今年度測量設計が完了し、平成26年度から２カ年で、整備延長678m、受益戸数19戸、受益事業所１事業所を予定しております。

現在の整備状況と計画図については、建設課においでいただいて、ご確認をお願いします。釜淵３区の流雪溝整備要望についてですが、町道釜淵停車場線を横断している水路の深さが足りないことから水上がりが発生する点、また、３区の側溝の流末が鶴下田沢川につながっておりますが、水量の少ない鶴下田沢川では流されてきた雪を下流に押し流すことができるかを地元区長さんを始め、心配する方々もいるようであります。

再度説明をして、なお要望される方が多いようであれば、試験的な通水を検討してみたいと

考えております。町道長沢前牛潜線長沢前地区内拡張要望が本年8月に建設課に提出されておりますが、前町長の時代に、該当する町道を鮭川村豊里側村道と併せて整備する考えがあったかのご質問ですが、当時の複数の担当者に確認したところ、そのような案が検討された経過はないとのことであります。

また、今回の要望にはどう対応するかのご質問ですが、現道は準用河川の堤防を利用していることから、河川構造と道路構造令を満たすことができるか、仮に満たす設計をしても用地が提供できる状況にあるのか、利用する住宅までの距離が長いこと等から道路改良工事としては、かなり可能性と優先度は低いと思われます。

現道と一部を簡易舗装するなどして、現状を改善する等の解決策も考えられます。

この場で対応をお答えすることは適当でありませんので、建設課が現地を調査して、どういった方法が適当なのか検討いたしますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町道以外の生活道路や私道の除雪につきましては、近年個人的な苦情や要望等が数多く寄せられ、その対応に大変苦慮しております。

本来、国道・県道・町道以外の道路の除雪は、関係受益者で対応する事が原則であり、県内市町村のほとんどは受益者負担で実施しているのが現状であります。

しかし、当町では、次の要件を満たしていれば公平性を保てると判断し、生活道路等であっても町の除雪計画に組み入れて除雪を実施してきたところであります。

その要件は、

一つ、近隣町道を除雪している除雪車が容易に入れる道路幅員であり、かつ、特定の人のみが利用している路線でなく、出入りを要する住宅が2軒以上あること。

二つ、除雪路線の沿線で、雪押し場・堆雪場所が確保されていること。また、融雪後は関係者で後片付けを行うこと。

三つ、除雪に係る苦情・争議などが発生した場合には、関係者で責任をもって速やかに解決すること。

四つ、除雪作業は原則として町道を優先するため、生活道路等の除雪作業が遅れていると思われる場合であっても苦情の申し立てはしないこと。

以上の点を、町道以外の除雪を要望する投資者の方や区長さんに説明を行い、納得していただいての除雪を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、除雪車オペレーターの運転技術等の具体的取り組みとして、原則として経験豊富な者と経験が浅い者の2人1組で除雪車運転を行っており、熟練者が経験の浅い者に対し、配慮が必要な場所や方法などの情報や運転技術等の指導をしながら日々の除雪車運転技術の向上を行っています。

また、オペレーターができるだけ複数の路線の情報や技術的な経験を積めるように、毎年の

除雪計画で班編成を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

2つ目の「除雪支援事業の弾力的活用について」についてであります、
最初に、除雪支援事業の制度について、ご説明申し上げます。

自力では住居屋根の除雪及び排雪が困難な高齢者のみの世帯、または高齢者及び心身障がい者のみで構成されている世帯を対象に、年度内8人の作業員を限度とし、本人の申請登録と除雪要請に基づき、町が事前に委託契約を締結した指定業者に住居の屋根の雪下ろし、下ろした雪の排雪、屋根下の掘り下げを指示し、除排雪を実施するものであり、利用世帯は作業委託費の1割の負担ですむ制度であります。

年度初めに全戸配布しています「福祉サービスのお知らせ」で他の事業とともに除雪支援事業の概要をお知らせし、さらに降雪時期前に回覧文書で支援内容の詳細や利用申請の方法、費用負担及び注意点などをお知らせしております。

また、引き続き支援の必要な世帯や新たに支援が必要と思われる世帯には、民生委員・児童委員等からの利用登録を呼び掛けていただき、本人が申請・要請できない場合は、親族や民生委員等の方々から代理申請・除雪要請していただいております。

なお、従前は4人までであった作業員利用限度を、昨年から倍の8人まで拡大し、冬季間の住居の安全確保に努めてまいりました。

昨年は、過去最高を超える降雪積雪に見舞われたため、障がい者世帯を含め128世帯から登録申請があり、うち100世帯で235件の利用がありました。

内わけとして、作業員利用限度一杯の8人利用が21世帯、7人利用5世帯、6人利用19世帯という利用実績でありました。

現行制度は、高齢者等世帯の住居財産と生命を守ることを目的とした除雪支援であります。

降雪の都度、日常的に必要な玄関や通路除雪について支援を拡大するためには、作業効率向上のための小型機械除雪の使用、これに伴う作業単価、作業受託する業者と利用世帯の作業時間管理、日常的除雪と屋根雪下ろし等除排雪の併用による利用限度管理等検討すべき課題が多くあります。

近隣市町村の除雪支援事業内容の調査や関係者からの意見聴取等を行い、当町の除雪支援制度として適切で継続的に実施可能な方法であれば、要綱等の見直しを含め検討してまいります。

近年、毎年のように見舞われる大雪、毎日のように降り積もる雪への対策は、高齢者のみならず、県内でも有数の特別豪雪地帯である当町の重要な課題でありますので、除雪支援を必要とする高齢者等世帯が、安心して冬を過ごせるよう努めてまいります。

次に、町内会や個人等が自ら除雪機を購入して、いわゆるボランティア除雪をしたい方への補助や税控除などについてであります、

現状として、その場合の特例的な制度はありませんが、一つの方法として、地域住民が自主

的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的とした助成事業として、上限が250万円の補助が受けられる「コミュニティ助成事業」があります。

これまで、31に及ぶ地区や団体が採択されており、うち5集落で除雪機械の導入を行っています。

一例では、公民館の除排雪、高齢者等で除排雪ができない世帯へのボランティア除雪、除雪機を持っていない方への貸し出しを町内会活動として行っている地区もあります。

申請をしてもらえれば、採択の可能性は高いものと思いますので、ぜひ活用してもらいたいと思います。

また、今年度から町独自の事業として、地域の課題を自ら考え、住民発意の主体的な集落活動に助成する集落に5万円の定額助成を行っています。

対象事業に「子どもや高齢者の見守り等に関する事業」がありますので、集落で高齢者宅の除雪等に取り組んでいただければ、除雪機械の燃料代に使用することができますので、これらの制度をぜひ活用してもらいたいと思います。

3点目の「経済的困窮者に対しての介護保険、後期高齢者医療等の負担軽減について」ですが、

現在の介護保険料は、平成24年度を初年度とする第5期介護保険事業計画に基づき定めており、国が示す原則6段階の所得段階に町独自で特例第4段階を加え、7段階の保険料負担割合を設定し、本人または世帯の負担能力に応じて保険料を賦課し、納めていただいております。

また、介護施設入所者及び短期入所者の介護サービス利用料については、本人及び世帯の所得に応じて3段階の負担限度額を設定し、食費と居住費の負担軽減を行うとともに、社会福祉法人が行う利用者負担軽減に対する町補助制度を設け、利用者負担の軽減を図っています。

一方、国民健康保険料は最上地区広域連合で、後期高齢者医療保険料は山形県後期高齢者医療連合会で、それぞれ決定、賦課、納付する仕組みとなっています。

町では保険料軽減のため、事業運営主体である最上地区広域連合並びに山形県後期高齢者医療連合会に対して、保険基盤安定制度負担金を拠出しております。国民健康保険料については、その所得に応じて7割、5割、2割の保険料軽減を実施されており、また後期高齢者医療保険料においても9割、8.5割、2割といった低所得者に対する保険料軽減が実施されています。

国保及び後期高齢制度については、町も広域連合の一員としてその運営に参加しているところですが、現行制度を上回る低所得者に対する軽減を実施することは、医療費等が増嵩する中、財政運営上難しく、現行制度の保険基盤安定制度内での軽減を実施しているのが現状であります。

最上地域広域連合においては、国民健康保険条例施行規則に一部負担減免規定を定め、その

適用は連合長の判断となっておりますので、町として直接的に減免等の措置を行うことができませんので、ご理解をお願いいたします。

去る8月21日に、社会保障制度改革の骨子が閣議決定され、その全体像及び進め方に関する法律案が次期国会に提出される見込みであります。

この骨子の中で、低所得者の介護保険料と国保及び後期高齢者医療保険料の負担軽減を図る措置を行うこととされており、平成27年度から始まる第6期事業計画に向けて介護保険制度が、平成29年度を目途に医療制度が、それぞれ見直される中で、具体的な国民負担割合、各保険料算定の基準も示されてまいります。

各保険制度が安定かつ継続的に運営できるよう制度改革が行われ、国の責任において財源を確保し、低所得者を含め国民の保険料負担の公平性と給付の平等性が保たれるよう、山形県及び県内市町村とともに地方三団体を通じて、要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 最初、第1点目の町政に対する基本姿勢に関わってでございます。もしかすると、この場でお聞きするのが不相当と議長がお考えの場合はお止めいただきたいと思いますが、私自治体の長という方々についてはですね。明確な党派に所属し、その党派として選挙を戦い、当選された方は別としまして、町民等的な考えを持っていらっしゃる方であれば、国政選挙などにおいて、特定の候補者の支援などは望ましくないのではないかと考えます。井上町長はこの間、衆議院選挙や参議院選挙においては特定の政党の候補者を応援なさいました。この点についてどのような考えで支援をされたのか、また今後もこうした姿勢を継続されるのかという一点お聞きをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 質問者に申し上げます。通告していない内容と判断します。従いまして、質問を却下してください。

○1番（平野勝澄） ただ今の質問は取り下げいたします。雪対策の問題でございます。この財源について伺いをしたのですが、流雪溝工事についてはこれは町の単独事業ということになりますか。それとも国・県等の負担も求めるような事業ということになるのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 当初道水路整備については、国の事業でやったところでございます。県道については県道の事業で、町の町道の分については町道の各種特別事業いろいろ起債など組み合わせながらなるべく有効な手段でやる、国・県や町などがこれまで整備をしてきたということでございます。

○1番（平野勝澄） 具体的な今後の。

○議長（佐藤忠吉） 平野君に申し上げます。議長の許可を得て、発言してください。平野勝澄君。

○1 番（平野勝澄） 具体的な答弁の方出されました東町1区の計画についてはこれはどのように財政負担の方はなっているかお答えいただきたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 今年度の分につきましては、測量設計をやっておりますので、これについては単費でございます。実質的な工事になった段階で判断をしてまいりたいというふうに考えております。起債をするのか、単独、借りないでやるのか、補助をどのように使っていくかというのは今後のこれからの計画になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1 番（平野勝澄） 通告書提出の時点では、記載をしておりますでしたが、先ほど口頭でちょっとだけ申し上げました大石田町で過疎対策事業で、過疎債を使ったような事業として、町としてはほとんど負担を極力しない形で、流雪溝の整備を行ったという事例があるという話は共産党の大石田町会議員から伺ったことがあります。そのような話をお聞き及びでしたでしょうか。または、大石田町にそうしたこと問い合わせ、それにならえるところがあるかどうかというのを調査するお考えあるかどうか、お聞かせください。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。これも通告外のような内容でございますので、分かる範囲で答弁できればしていただきたい。もしできなければパスしていただいて結構です。総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 大石田町の分は承知してございませんので、お答えできませんが、流雪溝に限らず町の事業については、今申し上げましたように補助金、起債事業等の何が有利なのかというふうなことを含めてですね、やります。ただ、ほとんど過疎債借りればたとえ皆さんもお分かりなのですけども、知ってのとおり、町債残高が膨張するという一面もございますので、それはその時の財政状況を、今後の計画をどのように盛り込むかということでの判断ということになりますので、この場では明確に申し上げられないということであります。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1 番（平野勝澄） 続いて、釜淵3区の件ですが、再度説明の上なお要望される方が多いようであれば、試験的な通水を検討してみたいという回答でございました。これは、そういう機会を説明し、要望を聞くような機会を持っていただくようなことを今検討されていると受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 以前にも、地元の区長さんを通じて、相談した経緯があります。逆勾配とかですね、なかなか段があるものですから難しいと。

後、最初流すと下流の方で水が溢れたりとかですね、いろいろありましたので、難しいということでしたわけであります。その辺で段の解消とか、県道も絡んでいるところもありますの

で、そういうところをもっと詳細に調査しながらですね、県とも合わせて町民の方に具体的な事を説明しながら、今後話し合いを進めていきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） そうしますと、今のところそうした説明の機会というのは、まだこれから検討するというふうなことでよろしいですかね。具体的な説明会の計画があるわけではないということでしょうか。では、是非様々調整の上でそういう説明会を早急に開催もしていただき、要望等を伺ってもらいたいというふうに思います。

そして、これは質問の方でも申し上げたとおり、仮に流雪溝というやり方が適わない場合でも、何らかの形で住民の方にですね、この雪の問題での対処をされることを望みたいと思います。

さて、長沢前の件ですけれども、これは鮭川村側と合わせて整備する考えというのは公式には検討されたということがなかったということなんだろうと、そのように思います。私がこれでお伺いしたいということではですね、この要望を出されて来た方のお話を伺いますと、学校に通うようなお子さんもいらっしゃるということもあってですね。冬場、そういった雪による転倒とか、事故の心配をしないで、子どもを送り出すというようなことができるような状態をつくらせていただきたいということがその主要な何と言いますか、この方の願いなんだろうというふうに私受け止めております。ここで町道整備するかどうか、あるいは現道と一部簡易舗装するなどして、改善するいろいろ考えられるけれども、建設課が現地を調査してどういった方法が適当なのか、検討するということですので、その適当な方法を持って、その住民の方の安全に対する願いには是非応えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、農道とか私道とか、国道、県道、町道以外の道路の除雪の件ですが、この要件、次の要件を満たしていれば公平性を保てると判断し、除雪を実施してきたところであるということで4点ほどの要件を示されております。このことについてですが、区長さん等にはお知らせいただいたと思うんですが、一人一人の町民の方、特にそういった道路を現に使用なさっている当事者の方に、どのぐらい周知徹底されているものかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） ある程度決まっているところ、箇所だと思っています。その都度ですね、担当課の方に来てもらって相談して、この要件によってできるところはやっていくというようなことで、やってきておりますので、そういう要件がある場合は、相談に応じてまいって来てますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） それでは、この回答は実際に会議録として公開もされるだろうと思いますが、

それとは別に私としても、関連の皆さんにお知らせをしたりとか、インターネット上でこういった要件があれば、除雪が可能だということだということをお知らせするというこのことについては、特別異論なかろうと思いますが、念のためにお聞きしておきます。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） そのように理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 高齢者世帯等の除雪の支援事業についてですが、要綱等の見直しを含め、検討していくというような回答でございました。これは、今のところは近隣市町村の取り組み等については特別調査はされていないでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長 佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 近隣町村のいろんな盛栄堂については、先ほど外山議員のご質問の際に、高齢者等安全生活構築プロジェクトという説明をしたのですが、その中で県が調査したものが一部ございます。その中で、当町に則したものがあるかどうか、今後検討してまいりたいということであります。

○議長（佐藤忠吉） 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 私も今ここで、具体的な市町村の名前を申し上げる事もちょっと資料用意してございせんが、北村山等でかなり弾力的なこうした除雪、補助事業の運用されているところがあるというふうにも聞いております。私の方でもなお調べまして、そういった事を福祉課にもお伝えしようと思いますので、そういった事も含めて、調査や見直し等を是非進めていただきたいというふうに思います。

最後に、経済的困窮者に対しての負担軽減の問題でございます。介護保険等についても、あるいは国保や後期高齢者医療制度についても医療費がどんどん上がり、介護も費用が上がりという中で、どんどんと負担が増えていくという状況が今後も続いていくということになっていくと思うんですけれども、先ほど質問の際に申し上げましたように、応益負担と応能負担の、負担の割合の見直しというの、是非特に独自に行っている介護保険については視野に入れて、考えていただきたいと要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） ここで、次の質問者に申し上げます。午後にまたがる質問時間になると思いますが、それでよろしいですか。それとも午後からにやりますか。あなたの選択にお任せします。午前、午後にまたがってもいいということですね。分かりました。

引き続き、発言を許可します。4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） それでは私の一般質問に入りたいと思います。

始めに、6月議会で、同僚議員から耕作放棄地の解消と基盤整備率の向上について一般質問を行っております。町長の答弁では「担い手への農地集積の可能性や農事組合法人等による利

活用推進、6次産業化に向けた戦略作物の栽培など、多面的に検討の上、有効活用策を講じる必要がある。また基盤整備は現在、平岡地区、春木地区、大滝、及位地区で準備にあたっており、町もいろいろな支援をしているが、最終的には計画区域内農業関係者の合意形成が決め手で地域内リーダーを中心に次代の農業、農村を描きまとめていただきたい」との答弁をいただいております。

基盤整備の現在の進捗状況について平岡地区は同意書を関係者からいただいております、春木地区はとりまとめ中。大滝、及位地区は大滝以北の及位は可能性が大。安楽城地区は矢の沢と中村集落が可能性大と聞き及んでおります。2ヶ月間で4地区での地域内リーダーによる推進が急速に進んでいる状況です。また、最近になって平枝地区で若い方が4地区の基盤整備事業の話をお聞きして、自分の地区でも基盤整備事業ができないか話を聞きたいとの要請がありました。私はもっと基盤整備を加速させるため、町の支援が必要と思います。町長は、農業を基幹産業と位置づけているので、当町の支援策について再度町長に伺いたいと思います。

続いて、真室川町高坂地区の国道344号線についてですが、最近の豪雨によって真室川（差首鍋、高坂地区）側が、全面通行止めとなっております。酒田方面に通学、通勤している地元の町民にとって大変な事であり早急の復旧を願っている事と思います。ある方のお話によると、この度の豪雨によって各地での災害があまりにも多く、国で災害を査定する査定官が不足しているとのことの内容であった。町長も対応していることと思いますが、現在、実施している対応の内容と今後の施策について町長に伺いたいと思います。

この場からの質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ休憩します。会議の再開を1時といたします。

（午前 11時40分）

（休 憩）

（午後 01時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言を許可する前に、農業委員会会長から、諸事情により午後からの本会議への欠席届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

それでは、引き続き発言を許可いたします。町長 井上薫君。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 佐藤正議員の最初のご質問、「加速している当町の基盤整備事業への支援策は」についてお答えいたします。

国内はもとより、国際的な競争が激化する中で、当町の農業を確立しその発展を図っていくためには、農業生産基盤の整備や農業経営の規模拡大、中核的な担い手の育成など構造政策の推進を通じて、生産性の高い土地利用型農業や地域特性を生かした高付加価値型農業を推進し、

その定着を図ることが重要と考えております。

当町の基盤整備率は28.2%であり、山形県73.4%、最上地域53.7%と比較し、著しく低い状況にあります。

これまで、川ノ内地区や平岡、山屋、野々村、蓮花城などで基盤整備を進めており、近年では木ノ下、釜淵、八敷代で県営圃場整備事業を行ってきたところであります。

基盤整備を行い、担い手や農事組合法人等へ農地の集積を推進することが、耕作放棄地の増加を防ぎ農地の有効利用を図り、農業及び農村存続のうえで極めて重要と考えますので、町としても補助事業導入にかかる地元負担が優遇されているこの時期に、多くの地域で基盤整備に取り組まれることを推奨しております。

現在、基盤整備を推進している平岡地区及び春木地区、真室川北部地区においては、既に調査設計事業にかかる参加資格者の同意書が提出されており、大沢地区においても急速に基盤整備の実施に向けた話題が拡大している状況にあります。

調査設計事業の同意書の提出があった3地区の概要ですが、平岡地区の参加資格者数は88戸で対象面積が約128ha、春木地区の参加資格者数は22戸で対象面積が約27ha、真室川北部地区の受益者数は98戸で対象面積が約117haとなっています。

3地区の合計は、参加資格者数208戸で対象面積は約272haとなります。

この3地区は、8月中に最上総合支庁を通じて、山形県に調査計画の採択申請を行っております。

今後の想定されるスケジュールとしましては、あくまでも目安ではありますが、本年度中に採択申請が承認されれば、平成26年度から27年度に地形図作成や基盤整備を行い範囲の決定、営農の意向調査など「調査計画事業」を行うこととなります。

また、平成27年度から28年度には、区画や動水路の計画策定、農地集積計画の策定や環境配慮計画策定など、「事業計画書の策定」を行うこととなります。

この事業計画が国の審査を終了後、平成28年11月までには基盤整備実施にかかる補助事業の「採択申請」を行うことになり、平成29年7月頃の国庫補助事業の採択を受け、実質的な事業着手となってまいります。

町といたしましては、今回採択申請の3地区がそろって計画の承認を受けられるよう、そして円滑な事業実施につなげられるように、関係機関と連携しながら支援していく考えであります。

また、安楽城地区については、地域内のリーダーの積極的な取り組みもあり、中村や沼田地区まで賛同者の拡大に努めていますが、関係農業者が制度や受益者負担等に十分な理解が得られ、将来の地域内農業のあり方について、十分な話し合いによる合意が得られるよう支援してまいります。

さらに、矢の沢地区内において、河川占用許可を受けて耕作している農業者が約16名いることから、その取扱いについて早急に解決策を見出すことが大きな課題となっています。

基盤整備事業を所管する農林水産省としては、河川敷の貸し借り問題が解決しない中で、具体的な動きに入ることはできないとしており、河川を管理する国土交通省との調整を急ぎ、この課題を早期に整理する必要がありますので、関係機関の調整等について支援し、できる限り早期に採択申請の提出につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本基盤整備の実施にあたっては、現行の経営体育成型「農地整備事業」の国庫補助事業活用を予定しており、その事業費負担割合は、国が55%、県が27.5%、受益者負担が7.5%、町負担が10%と規定されています。

今回、調査計画の採択申請を行った3地区がスムーズに計画策定を終え、そろって基盤整備工事に着手できた場合、その工事費は全くの概算であります約48億円程度と想定しております。

町としては、その10%にあたる約4億8千万円を工事期間各年度事業費割合で負担することになり、1年度あたり約7千万円の負担が見込まれ、町財政から見て大変大きな負担ではありますが、町の基幹産業である農業の将来を左右する重要な取り組みであることから、支援をしてまいります。

町内の水田には、今後、基盤整備が必要と考えられる地域が複数見受けられることから、町としましては農業者の意識啓蒙や制度説明に努めるとともに、将来の望ましい農業の姿について、関係者と十分な話し合いが行われるよう指導してまいります。

併せて、農業・農村経営の先進地等の研修を行い、中・長期的な視点で地域農業や集落づくりを推進していくリーダーの養成に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の「地元住民の通勤に支障がある真室川町（高坂地区）側の国道344号線の復旧に対する現在の状況と今後の施策について」であります。

当該個所の災害の経過ですが、7月11日午後5時現在、差首鍋の雨量観測点の連続雨量が150mmに達したことから、真室川町高坂から酒田市北青沢の区間について、落石等の危険があるため、前面通行止めとなりました。

7月13日の午前7時、冬期閉鎖ゲートから酒田側に約400mの地点の高坂地内で、県職員によるパトロールで路面2箇所段差7cmの亀裂を発見し、同日11時にはこの亀裂の段差が50cmに拡大し、道路の下斜面からも土砂が大量に抜け落ちた形跡も確認され、通行止めの制限理由を「事前雨量規制」から、亀裂による「路面段差」に変えて、現在も全面通行止めとなっております。

山形県の平成22年の差首鍋西川地区における交通量調査では、平日の24時間の交通量が1,257台となっており、このうち青沢を通る車がどれほどになるかは未確定ですが、相当数の車

が利用する道路であります。

通勤のため、毎日この区間を利用しておる方は、庄内から町へ通勤する方が2名、町から庄内へ通勤する方が7名と伺っており、迂回路が無いために非常な不便をきたしています。

7月19日には、早期復旧をお願いする町独自の要望書を作成し、私と建設課長が吉村県知事、県土整備部長、さらに最上総合支庁長、建設部長に面接して状況を訴え、要望書を提出しております。

現在までの調査状況等は、7月13日から現地調査及び伸縮計設置観測、29日から地形測量、8月8日からボーリング調査及び道路詳細設計を行っているとのことであります。

今後の見込みについてですが、復旧には今後さらに調査及び公共土木災害による復旧の手続きを進め、応急工事なども検討していくが、調査の結果、地すべりと判断される場合には、長期にわたる観測と構造解析が必要となり、年度内の工事開始自体難しくなる恐れがある、しかし、豪雨による道路の陥没であれば、災害査定は、今月30日の週と見込んでおり、査定前に工事の手続きを始め、応急復旧工事により、年内の共用開始を目指したいとの県の見解であります。

以上のように、地すべりの可能性と豪雨による道路の陥没の両面から調査を行っており、直近の状況は、段差の拡大の動きは落ち着いており、地すべりの可能性は小さくなっているが、可能性がなくなったことではないため、引き続き観測を継続しています。

応急復旧の設計は、豪雨による陥没という想定で進めており、入札の準備をして、早ければ年内中に通行可能なように努力をするということであります。

国道344号は、当町及び酒田市の主要な幹線道路でありますので、一日も早い復旧のためにできることはすべて行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） 最初に、基盤整備事業についてなんですが、農地という財産を次の世代に譲りつないでいくためにも、基盤整備事業を一層進めることが必要であると思います。地元出身の県議員も基盤整備事業について、一般質問を行っております。

その内容は、最上地域では急勾配などの地域条件のため、工事費用がかかり増しなので、ほかの地域と比べると補助整備が遅れているということと、また収益性の高い園芸作物の生産化が進み、農家の営農意欲が高まっているということで、基盤整備事業の事業推進にもっと力を入れるべきだというふうな内容でありました。

そこで、町長も今の答弁でやっていくというふうなことを伺っておりますが、町の職員による指導、例えばですね、中山間地地域に有利な補助制度を利用しまして、農家の経費の負担の抑制を図っていきながら、支援策などをできないかと思いますので、再度町長の考えを伺いたいと思います。

この件についてなんですが、中間地域の本当に安楽城地区の方は、段差の多い場所が多いわけで、その地区でも基盤整備事業を展開したいというふうな若い方々が出ております。そういうふうな方々に、いろんなその事業展開の中の補助制度なんかも説明をしていただいて、基盤整備を何とか進めていただけるよう町当局の説明等を行っていただきたいというふうに思いますので、町長その件、職員を配置しながらやっていくことを計画なっておりますか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 大変理解不足で、質問の趣旨が理解不足で、的外れなことになるかもしれませんが、この基盤整備に当たっては、先ほど町長が答弁で申し上げました補助事業を活用していきたいということで、以前の制度と比べて、いわゆる地元負担金が低くなっているということで、大変有利な条件になってございます。

さらに、中核となる担い手に面的な集積等を行えば行うほど、それにかかるソフト事業の経費が補助されて、それを地元負担に充てることができる。それは条件を整えばですけども、最大限面的集約が行われれば、地元負担がゼロになりますよというこれはPRの文句であります。まず、そういうような形で現行最大限有利な制度を使って、この補助整備、基盤整備を進めていきたいというふうな考えであります。

先ほど、後中山間地域というような部分の話もございましたけども、いわゆる20町歩以上団地化されて基盤整備に乗れない、そういう場所も当然あるわけですけども、それらについても現行の補助制度がありまして、実際活用していただいている農家の方もいらっしゃるわけですけども、最大限その辺農家の意向に沿えるような現行制度の活用を勧めております。

また、人の家とか中山間計画、農地・水、それぞれの制度を有効に使っていただいているわけですので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） 確かに説明等はしてはいただいているんですが、地域のその農業者の方々の集まり等に行きますと、どうしても条件がいいというのは分かるんですが、本当にそれ20町歩以上集めれば集積した場合、1万内外ぐらいの経費で基盤整備ができるのかというような不安というか、の部分が多く見受けられました。

本当に、大滝地区にも私行ったんですが、その際にも本当にそれで出来るのかというふうな話がありました。県の方に説明をしていただいているんですが、やはり再三何度か集まって、検討しないと本当にできないというふうなことが地区の方のお話でしたんで、できればですね、そこに説明をさらに連続していただいて、やっていただくような方向に進めてもらえればなというふうに思っております。

大沢地区の沼田地区においてもそうなんですが、最初にはいい話なんだということで乗り気になったみたいですが、途中で鎮座したというふうなことで、内容なんか聞いてみますと、

本当にそれで出来るのかというふうなことでした。

だから、私達が地域のリーダーの方々が行って説明すると同時に、やはり信頼のある行政の担当者も行ってさらに話していただいて、説明をしていただければもっと理解を深めて、基盤整備につながっていくんじゃないのかなというふうに思いますので、今後もその取り組みの一つ、行政で携わっていく担当職員何かを一人専門に張り付けるような考えなんかないでしょうか。課長一つそこら辺の答弁お願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 町職だけでなく、県の総合支庁の担当者を含めて、各地域で説明会をさせていただいております。それについては、やはり制度を正確に伝えるということから、総合支庁の担当職員にもお出でいただいているわけですので、ただ現在説明できるのは制度概要でございまして、最大限活用すればこのようになるよというような想定の中での説明にならざるを得ないということだと思います。その説明に同意をいただきながら、これから調査に入るわけですが、調査をして、どこをどのように、誰の土地をどのようにというふうなところが、これから具体的に調査の中で定まてまいります。その時点で、とてもそこには乗っかっていけないという方がもし出たならば、それはそれで外れていただくということになるだろうというふうに思うんですね。

ですから、今の段階でさらに詳細なことを申し上げるには、あまりにも責任のない話になってしまうというふうに思います。具体的な調査、営農の意向調査などを含めてですね、最終的に3ヶ年の調査期間があるわけですが、それらを踏まえて実際に基盤整備の工事をやるやらない、その判断はもう一度していただくと、それで先ほど申し上げた採択申請ですね。これは補助金の採択申請、そこにこぎつけるということになりますので、ただやっぱり一番心配なのは、謳い文句として、最大限努力すればゼロになりますよと、地元負担がゼロになりますよという触れ込みをしているんですけども、それぞれの何と言いますか、土地の形状なり、農地の集積度合いなりによっては全てがゼロになるということではありませぬので、その辺は誤解のないように今後も説明をしていく必要はあるというふうに思っております。

それから、担当職員の増云々ということですが、これ私が判断する立場にはないわけですが、現行職員1名プラスサポーターで、ほかの職員もつけております。不足する部分については県の方からの支援をいただきながら、現行進めておりますので、それで特別支障を来しているというふうには考えてございませんので、今のところは現行で行けるんじゃないかと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） 地域のリーダーの方々も一生懸命頑張っていることでございますので、是非町の職員にも一つ担当職員に協力いただいて、地域の基盤整備を進めていくような方向に進

めていただきたいと思います。

それで、次の国道についてなんですが、国道344号線は当町にとっては、庄内地域との結びの大事な路線であります。交通量が結構ありまして、そして我が町の方に向かってくる車が非常に多いと。セールス等で向かって来ている車が多いというふうなことで、地元の食堂関係にもかなり影響が出てるというふうなこと聞いております。

そのために、当町の住民にとっても重要路線というふうなことで、早急な復旧を国に求めていくことが必要ではないかなというふうに思います。町長の方も、県の方に、総合支庁長等に要望書を提出しているということの答弁でございますが、地元議員、国会議員の方々とか、県知事の方に、さらに344号線の復旧について、町と議会が一緒になって、要望できるような方法を取る考えはないんでしょうか。その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども言いましたけども、いち早く要望書を作って提出しているところでありまして。そして、随時総合支庁と通じながら県の方をお願いしてきているところですけども、県の県土部長さんの方からも、全て総合支庁の方でやりながら進めているというようなことで、逐次説明も今まで3回程、総合支庁建設部長、建設課長の方から説明を受けて来ているところでもあります。

喫緊ですと8月21日、総合支庁におきまして、建設課長の方から具体的な内容についても聞いているところでもあります。何かの変化があれば連絡するというような担当課の方にも連絡をもらっているところでもあります。先ほども触れましたけども、原因が特定どこにあるのかというところがはっきりしないと、進め方がそれによって工事の仕方が決まるということでもあります。

陥没であれば今年度中、雪が降る前というようなことでありますので、そのような結果が出てですね、早期の改修になるように、これからもお願いしてまいる所存であります。

○議長（佐藤忠吉） 4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） さらにですね、今町長が今説明していただいたんですが、復旧の現状についてもですね、方法とか、防災放送等何かを使ってですね、町民に情報を提供するという必要もあるかと思います。その点も一つお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 国道の、県道でありますので、県で看板を設置しながらですね、案内板等もしながらやっているところでもあります。ある程度周知はされていると思っています。

町の防災放送で車を乗っている人が聞くのかどうかは分からないんですが、そういう防災放送まではいかななものかなと思っています。

○議長（佐藤忠吉） 4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） 車の方に周知させるということじゃなくて、地域住民の、町の住民に対して、今の町長が実際やっている状況をこうことなんだよというお知らせを願うというふうなことを私申し上げているんです。できればそういうふうなことを逐次連絡する、広報等なんかで連絡していただいて、いつから歩けるんだとか、若しくは災害査定が決まって、こういうことであれば今年中には道路を、国道を通ることができるんだというふうなことを、ある程度お知らせしておく必要もあるのではないかと思いますので、私申し上げたんです。この点伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 県の方からはっきりした情報が分かった時点で、そのような対応をやってまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 先ほどの総務課長の答弁に一部訂正したい旨の申し入れがありますので、これを発言を許可します。総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど私の方で、流雪溝の平野議員へのお答えの中で、これ今やっている東町1の流雪溝の補助関係でございましたけども、これは社会資本整備総合交付金事業、そういうもので取り組んでおります。従いまして、工事もこの事業で行うことになるということに訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。社会資本整備総合交付金事業でございます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2、報告第6号** 平成24年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率の報告について。

○議長（佐藤忠吉） この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、ご了承願います。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3、議案第52号** 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を行います。質疑はありませんか。7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） 質問ということになりますか。この議案52号ですか。この剰余金処分案なんですが、計算書となっております。これはこの病院会計において、金額においては27万6,607円の剰余金を出したということで、今年度から企業法の改正によりまして、議会の議決を受けなければならないというようなこれ法制度になったわけです。

昨年度までですと、決算審査の中で含めた剰余金の配分と言いますか、使い道を検討してきたところでした。今回は議決をすることになっていっています。これは、その通りでいいんですが、ただこの52号でもってこれを採決することによって、今後開かれる決算審査の件に

関して、支障が出来ないのかなと、出ないのかというふうなちょっと感じするわけです。

端的に申しますと、我々まだ24年度の決算についての議論審査をまだしておらないわけなんです。そうしたところで、この最初に議論審査もしないうちに、この剰余金を確定したということで、議決の承認をしていいものかどうかです。ここら辺のことが、私は順序としてちょっと逆なのかなという感じするわけです。

その点についての、ちょっと見解ですね。法令のあり方と言いますか。そういうものを一つお尋ねしてみたいと思います。

議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） この件、次の議案も同じなんですけども、同じ中身なんです。この制度なんですけど、これは地方公営企業法の見直しと改正ということでございます。その大元になっているのが、地域の実勢及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのがありました。これは一括法ですね。地域主権一括法の一部でございます。

これに伴いまして、それぞれの改正がなされてきております。ということなんですけど、この法の施行に当たって、当該利益及び資本主義、これ資本なんですけども、処分する場合には当該利益及び資本剰余金の額の確定後、決算の認定を受けるまでに議決を求める必要があるという留意事項が通達されてございます。

私どもはこれに従って議決を求めている状況でございますので、それが好ましいのかどうかというご判断は私の立場では申し上げることはできませんので、議運なりので協議事項に、これは余計なことではございますが、私の立場ではそのお答えしかできないということでございますので、よろしく進行審議お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） この企業法も私から見ると何でそういう法令の括りをしたのかなというような感じするんですが、基本的には今も言いましたけども、剰余金の処分は審査の上で、この金額を明示されたところでの、処分決議をしてくださいというような言い回しだと思うんですよ。端的に言いますと、審査を受けて結果が剰余金として出て、その後にこれ企業法は大抵そうなっていると思うんですが、剰余金が出ましたから配分を決めますよというのが建前だと思います。当たり前だと思います。順序は。剰余金がありましたから承認をしてください。配分方法も決めました。それから議論を、審査をしてくださいという言い分です。逆です。こういう、だから端的に言いますと、52号ではなく最後の8号、9号ですか。こっちの方にこう持っていて、最後にやる。病院会計終わった後にやるとかこういう流れの方がスムーズで、すごく我々も理解しやすいなと思ったところでした。

ここら辺、監査委員はどういう見解、考えを持っているでしょう。ちょっと参考までに伺うことにします。

○議長（佐藤忠吉） 代表監査委員 松田英雄君。

○代表監査委員（松田英雄） 会計の方法には、会社の会計の方法とそれから間諜会計、それから両方を併せた公営企業法、これ3つあるわけです。

（「代表監査委員ちょっとマイクを使いながら説明してください」
の声あり）

会社の場合ですと、利潤追究、間諜会計ですと差引だけです。ところが、公営企業法は利益とその福祉の方のやっぱり間諜会計と両方併せ持つものです。なぜかと言いますと、企業法には減価償却、留保資金なんてありますね。そういうのがあって、予算の中に3条、4条等というのありまして、3条は経費、4条は資産、それから今度例えば病院の場合ですと、患者さんがあまり多くて薬なくなったと。予算ないから買えない、こう言われたいわけです。弾力条項というのがあります。これはやっぱり梅里苑もそうです。企業会計にはそういうような特徴があるんです。そういうふうなもの持って決算後損益勘定で純利益を出すわけです。それから、この今持つて利益剰余金というのは、資産の方の資本勘定で損金の中に入っているというふうな形になる。2つの。

（「合わさっているわけだ」の声あり）

一般的には、会社ですと純利益出れば、株主に配当金やると。ところが公営企業法では配当金ないわけです。それをこれで処分をするということになるんですが、今まで私達勉強してきたものは、やっぱり先ほど五十嵐議員がおっしゃるように、損益勘定の方で利潤を確定したものを、その後の議会で資本剰余金という利益剰余金の方に得るという、これが今までの筋でございましたが、今総務課長の方から、そういう答弁ありましたので、私もその辺が勉強不足で分かりません。

（「分かりません」の声あり）

その通達については、まだ私見ておりませんので分かりません。そういうふうな…

（「分かりました」の声あり）

なってます。

○議長（佐藤忠吉） 7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） 我々、今までの例を見ますと、決算審査、私も12年ほどさしてもらって来ました。その中で、なかなかこの数字が変えられるものはなかなかなかったような経験をしてきております。私も24年度の今の資料として示してもらいました資料を少しは眺めて来ました。そこら辺の中で、病院会計の中での、この27万6,607円の剰余金は変わらないだろうと思います。今後、審査をしまして変わる場合もあるかもしれませんが、ここでこの27万6,607円の金額をきちんとした金額でなく、そのくらいであろうというふうな申し合わせの中での決議とこういうものもあっていいのかと抽象的に考えますが、最後の質問になりますので、皆さんの意向

を聞きながら、駄目だと言えば駄目なりに、この条例の順序よく採決、議決案件を私は私なりに理解をしていきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君に申し上げます。今の質問に対して、答弁は求めるんですか。

（「いりません。答弁というか、議長判断でもいいから。このまま行くと言えば、それでいいから。」の声あり）

議案に上程されておりますので、皆さんから否決されない限りは当然進んでまいります。

（「いいです。」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 五十嵐議員の質疑に対して、総務課長述べたところで、私はこれは認定されることを前提として、認定されればこうですよというような解釈で、認定されたものはつまりこの計算書を認定されたものは議決しないという判断で、私はこのままでいいのかなと、そんなに順番的にと五十嵐議員の言うことも分かりますけども、もしこれがこういうふうに認定されたならば、議決をしないといけないんだよという判断でいいんじゃないかなというふうに、この議案のとおりでいいのかなと私は思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 五十嵐議員の言っていることも筋が通っているなど、民間の決算もいわゆる最終的に決算で黒字になれば、その黒字額を需要金処分案として、民間の会社ではそういう決算をするわけですね。

その扱いについても、監査団の方でも分からないというようなことでありますけども、だからこの議案の上程の仕方を変えるという方法だってあるのではないかなと。いわゆる決算審査にそれぞれあるわけですから、決算審査後にこの案件を持って行けば、今ほど五十嵐議員が言っているようなことが、解消されるのではないかなと、早く決議を受けなきゃならないという特別な理由があれば別ですけども、もしそういうことがないとすれば、議案の差し替えというのは、わたくしは有りえるのではないかなとこういうように思います。

議長（佐藤忠吉） 総務課長に申し上げます。ただ今の質問に対して、五十嵐久芳君と関連性がありますけれども、今後の扱いについて今回の議案第52号について、どういうふうに議会に求めるのか。総務課長の考え方を申し述べてください。総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 個々のご意見を伺えば、私もそのような感じはするところでありまして。けどもという話になるのですけども、通達が来ているということから、なぜかこの辺はですね、聞いておりません。この発行元に。要するに財務省なのか、総務省なのかあれですけども、ただ決算の認定を受けるまでに、議決を求める必要があるということ、わざわざ留意事項として通達しているということから、一つ何かしらの理由があるんだぞと、ちょっと詰めておりま

せんで、この件に。ついこの間そういった話、昨日の話だったので、こちらの詰めることができておりません。ので、言われる通りは、今までは議案は上程しましたが、関連議案とか一括審議でございませうとか、これを先にするとか、後にするとか、議案の質疑の順序は変更されてきた経緯もこれまでもございませうし、そういったことは可能であると思います。

ただ、わざわざこういうふうに書いているということも分かりませんので、今回は議会の判断にお任せしたいと。こちらとしてはこの疑義照会をこういった議会でも疑義があったので、この解釈について、この通達元に対して、照会をしてみたいと。これはこれからの話になりませうけれども、今年度については、議会の判断にお任せたいとこういうふうに思います。

（「終わりましたけども駄目ですか。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 終わりました。ちょっと待ってください。その他に2名の議員からも、あなたの質問と同じような質問が出てます。

従いまして、今、総務課長が答弁させました。総務課長から今あったように、総務課長も今話されたように、そういうふうな通達が来ていると、しかしそのどういうわけでこうなったかということについてははっきり分からないと、これから調査をしてみます、さらに深く調べてみますということもございましたので、この議案第52号、それから次の53号も同じ内容です。

（「同じです。」の声あり）

これらは総務課長から調べて、我々にもう一度その深い理由をお示しあつて、それに納得したら、議案として採決をしていきたいと思いますが、今のこの場での52号、53号は保留をしていきたいと思いますが、それに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩します。

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ会議を再開します。

どなたか、やはり皆さんから意見を出していただいて、それを皆さんに対応していきたいと思いますので、五十嵐久芳君。

（「質問終わっている」の声あり）

（「そうか」の声あり）

外山正利君。

○3番（外山正利） 今ほど総務課長、その真意がまず聞いてみないと分からないというような答弁の中でね。今回は議会の判断で、先ほど五十嵐議員が言ったような筋の通ったような、議案の差し替えをするということは、これは可能なわけですから、今年は今回は議案の差し替えをして、今後この次の来年の決算になるのか分かりませうけれども、この時はきちんとこの真意をした上で、私進めるべきでないのかなと思ふんですけども、これは私の考えでありますから、ほかの議員の意見も一つ聞いておいた方がいいのではないかなとこういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございませんか。2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 今、総務課長の話では、決算の審査の前にこれを通さなければならないということですか。通達があるということであれば、やはりこれを前にこの議案通りに通しておいて、そしてやらなければ順序が逆になってしまうということがあると思うんで、このまま進んだ方がいいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 真意については総務課長、後で調査をするということでございますんで、ただですね、その通達するにしてもある程度法律の根拠に基づいてするというふうに私は思うんです。そういう意味では、前任者も話しましたが、このまま通すべきではないかと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認めます。

本案は上程されましたように、質疑を継続していきたいと思います。

これより質疑をなしと認めます。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4、議案第53号 平成24年度真室川町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についての件**を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5**、議案第54号 平成25年度(平成24年度繰越)真室川町中央公民館耐震改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(佐藤忠吉) 1番 平野勝澄君。

○1番(平野勝澄) 本案件は、当初の工事の見積りにおいて予定されていなかった何か不具合が発見されたということで、屋根裏筋交い工事等の増工ということだと思うんですが、当初予定されていなかった不具合と言いますか、この追加の工事が必要になったということについて、もう少し詳しくその内容について、お話をいただきたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長(八鍬重一) 変更の内容について、詳細を説明させていただきます。今回の耐震の改修工事という内容であります、その中の一つの屋根裏の筋交い、コアブレスという用語ですが、屋根裏の筋交いを交換、それから増設といった内容を主としたコアブレス工事という部分があるんですが、その工事において、天井吊り部材でありますとか、部材が金属製の部材が、ボルト締めのお想定であったけれども、溶接接合がされていたというようなことなど、当初の設計段階においては把握ができなかった現場状況と言いますか、屋根裏ですので設計の段階で全部破壊して設計を組むというわけにはいかないので、手元の資料、それから開口部からの一部調査というふうになるわけではありますが、その手元資料、それから現場調査では判明しなかった、別の現場状況が判明しまして、その筋交い工事部門において、接合部分に溶接工事を増設して対応するというようなことなどの、いわゆる増工という部分、それから2番目として、外壁に筋交い、鉄筋、鉄骨コンクリートの筋交いを加える増設する壁、ブレース工事という工事があるんですが、その施工において柱の部分を一部取り壊して、削って筋交いをくっつけるという工事があるんですが、既存の柱の特に地下部分のコンクリートの厚さが当初想定しておったものよりも、打ち増しが厚くできていたということなどが、工事進捗している中で判明したために、やむなく増工での対応をせざるを得ないというような2点を主な増工の内容とした変更であります。

○議長(佐藤忠吉) 1番 平野勝澄君。

○1番(平野勝澄) これは以前の建設時あるいはその間にまた補修等があれば、そのような記録から判明ということはないような性格のものだったのでしょうか。

○議長(佐藤忠吉) 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 40数年前の建築物でありまして、手元に残っている資料では今申し上げた現状については把握出来かねているのが実態であります。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 同僚議員の質問で大体のことは分かってきたようですが、ただですね、築後40年経っていると思うんです。その間、学校教育、社会教育の教育委員としてですね、今まで町民、あるいは町外の人に来て大変利用された大切な施設だったというふうに思うんです。その施設がですよ、耐震工事の際に、手元の資料がなかったなんていうことは有り得るのでしょうか。資料の管理というか、こういった面はどうやってるんですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 手元の出来高設計書という完成図書でありますけれども、それから当初設計図、そういった図面については主管課において管理しているわけですが、その完成当初においても現場状況が違うものがあったというのが事実でありまして、それについて工事前には全部破壊等の調査をすれば可能であったわけですが、不足しているために今お願いしているような変更契約をせざるを得ないような状況となっております。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） もう起きたことでありますから、その後の対応というか、我々も責任あると思うんです。そういう意味では、やっぱりあなた方、現場の方がですね、そうした手元の資料、設計図、全てのものにおいて責任があると思うんですよ。あれだけの施設を建てたわけですから。そういった意味でも、今後の対応になると思うんですけれども、そうした資料の管理、どのようにしていきますか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 今後このようにないように管理については、適正に徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） やっぱり職員は2、3年後に変わるわけですから、そうしたきちんとしたシステム作りながらですね。その設計図と言いますか、そういうものを保管していくと、十二分に管理をするというのが責任ある仕事だと思いますよ、私は。大体あれだけの施設でありますから、私はまさか増工があるべきだと思ってませんでした。はっきり。大変残念です。そういう意味では、今後今あなたが話されたように、気をつけて管理をしていただきたいと。町長どうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

（「その前に、議長ちょっと」の声あり）

（「ちゃんと喋れ」の声あり）

(「町長に今発言向けたらいいのでないか。」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長(八鍬重一) 図面はありますが、現状の再集計、過去設計管理を委託をしないで施工した分でありますとか、継ぎ足ししてきた部分の図面はあるものはあるのですが、設計図書等ありますが、出来上がりの設計図書と現場状況が不一致なものがあったということであります。その部分については、40年前の完成時点、あるいは途中での多少の改修の時点において、管理図面というのですが、その部分までも全て100%保存、保管するべきものもあったかもしれませんが、それが不十分だという点については今後管理を徹底したいということが1点と、設計図書についてはありまして、それを基に今回の工事を発注しているということであります。

○議長(佐藤忠吉) 9番 佐藤一廣君。

○9番(佐藤一廣) ということはですよ。当初の設計図通り、工事はやっていなかったということになるんですか。どうなんです。増工、増工の分だって図面は残っていると思うんですよ。変更の部分。当初、建設当時からも図面を無視して造ったなんていうことは考えられないと思うんですけども、いかかですか。

○議長(佐藤忠吉) 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長(八鍬重一) 図面はあるのですが、現場状況と違う出来高になっておったと。なので、やむを得ず変更をして対応せざるを得ない経過だということであります。

○議長(佐藤忠吉) 質疑を求めます。質疑ございませんか。

○議長(佐藤忠吉) 2番 菅原道雄君。

○2番(菅原道雄) 図面がない以上に、ちょっと悪いようですね。ということは、佐藤議員からも発言ありましたけども、図面通りの工事がやられていないと、会計検査は誰がやったのかということになるわけですよ。図面通りの工事をやっていないのに、金を払って終わったということになるわけです。やはり、これは今後そういうことがないように、気を付けていかないと、またそういう不具合が出てくるということになるわけですよ。

ですから、やはり図面通りの工事がなされているということをちゃんと確認できるようなシステムを作っていかなければいけないというふうに思いますが、町長この辺どうですか。

○議長(佐藤忠吉) 町長 井上薫君。

○町長(井上薫) 私も話は聞いたところですけども、やっぱり中を開いてみないと分からないというようなことが一つあるかと思います。

例えば、最近造ったこども園とありますけども、やっぱり概観上からの検査、承認というようなことになってます。実際、完成したものをこじ開けて、中の鉄筋の厚さが設計通りになっているかというのは、そこまでの検査というのはちょっと難しい、出来ないのかなとも思っています。

今回の例も図面はありまして、実際屋根を開けたところ、そんなに違うわけじゃないんでしょうけども、若干本数とかですね、後はそういう太さとか違っていて、想定していた材料とそれに合わせた材料等が違っていたというようなことのように聞いています。

後は、水害あって下部の方で、水害があっているいろいろな部材が、設計にないような部材がコンクリの中に入っていたと。それらは設計してやったものではないと思いますね。水流れあって壊れたところに、そういう想定されないものがあるって、それを除去したわけですね。そういうことで増工になったというような話も聞いております。

今後については、災害とかですね、そういうので緊急になる場合でも、今は設計してやっているところであります。言われた完成したものにですね、中の鉄筋の太さまで設計通りかというのはちょっと、現状では出来ないのかなと思っていますけども、それはやっぱり設計者との信頼関係にならざるを得ないというようなことだと思っています。

後は、40年、何年までと数年でそういう補償も終わるわけであります。そこら辺は大変難しいことだなと思っていますけども、そういうところできるだけ箇所箇所での段階を終えながらの確認ができるものか、これから検討をしていかなければならないと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 今の町長の発言では、完成検査だけを頼りにしているようで、中間は分からないということではなくて、やはり中間中間でちゃんとしたものに工事になっているか、そういうものは検査をしていく必要があると思うんです。そうすれば、鉄骨の大きさとか、溶接ボルト留めのところが溶接になっているとか、そういうものは分かるはずなんですから、中間中間でやはり要所要所を検査していくというふうな体制で、最後だけ検査するというふうな状況じゃなくて、やはりやっていかなければ、これは大変な600万円という、町から見れば600万円という金額かもしれませんが、皆さんの懐から少しずつ出ている金が無駄に使われないような格好で、やはりやっていただきたいというふうに思いますので、一つよろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ございますか。4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） この契約、現契約で1億2,800万円位と、それから追加が800万円、3分の1ぐらいの追加になってますね。そうすると例えば、見積りを取るわけなんです、見積りを取る段階で、設計を組むわけなんです、設計組む段階で調査入っていると思うんですよね。多少、ボーリングしたり、あちこち抜いてみたりして、どのぐらいの状況なのかということを確認しながら、多分この見積りを出しているんじゃないのかなというふうに思うんです。そういう声があったのか、なかったのか。

それから、当然下部の方は発注されてやっているわけですから、調査してやっているとは思いますが、上部の上の方も、多分その屋根の方も、当然耐震的にはもう側面が駄目だったら、上も駄目だろうというようなことで、当初からそういう調査をして、見積りの中に入れるとい

うふうな考えはなかったのか、そういうふうな部分をちょっとお聞きしたいです。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 3分の1ではなくて、桁が。

（「5%」の声あり）

まず第一申し上げまして、今回の増工というものについては、当初設計をそのままガラリというふうに変えるものではございません。

今、議員がおっしゃった下部というものの内容については、壁筋交いを取り付けるための柱のコンクリート、この部分を削る作業があるわけですが、その削る量が当初の見込んでおったものよりも地下部について数量が多くなったというような内容が一点と、2つ目上部については屋根裏の筋交いという部分ですが、この部分についても筋交いの数量等については、当初のままでありますが、接合方法、筋交いを梁とか何とか接合させる接合方法について、部材を割り増しする工法に変えるというようなもので、基本的な現契約に対して、今申し上げました柱でありますとか、コアブレスの金属のプレートでありますが、その部分を増量するというような内容であります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ございますか。4番 佐藤正君。

○4番（佐藤正） そうすると今の内容をお聞きしますと、屋根裏の部分も削って見たら、その部分が出てきて、そこに補強をかけないと耐震にはならないということで、そこに補強をかうと工事なんですか。

それとも、新たに上の方もいわゆるその工事をするために、くり抜いて見たら、そこもやっぱり直さなきゃならないということなんですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 繰り返しの話になりますけれども、屋根裏の筋交い、金属製の筋交いでもありますけれども、その接合方法について、当初ボルト締めというふうなことで、ボルトを外して、新しいものを取り付けるという想定だったけれども、現状がボルトではなくてリベット締めという溶接がなされているというものであったために、取り外しをしないで新たに別の部材、プレートという部材ですが、それを噛ませて接合するというやり方に変えると、そのために接合のプレートでありますとか、その手間の部分が増えるということでもあります。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございますか。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 今後の対応になるんだと思いますけれども、いわゆる工事の途中の途中で、役場の職員が点検するというようなことは私は不可能なのでないかなと。

そして、もう一つは40年前に建てた時に、恐らく設計会社がおって、この設計会社が恐らく監修も兼ねて、工事の進捗状況全て見るわけですね。ただ、このいわゆる耐震工事とかこういうものについては設計会社が入らないで、恐らく業者と入札してという工事の流れなのかな

と、こういうふうに感じるんですけども、いずれにしても金額にある程度、今回1億2千万円ですけども、ある程度の額にやっぱりなったら、専門家の監修を入れるとかいうこと、工事の中間のチェックする機能を入れるものがなければですね、きちっとした工事やったか何だかとは分からないでしょう。入札業者はその通り、設計図通り恐らくやるんだと思いますけども、でもやっぱり手落ち的なところは当然出てくるわけですから、監修者はやっぱり必要なのではないかなという感じがするんですけども、今後の対応をそのこと1件と、もう一つはですね。

いわゆる管理の仕方ですよね。40年前のやつ、それぞれ恐らく教育課の方で中央公民館なり、あるいは総合体育館なり、そういったところの図面を担当課で管理している。この担当課で管理するというのも、私はちょっと問題なのかなとこういうふうに思うんですね。やはり、町のいわゆる課で言うならば、総務が町の関連施設のそういった設計図の管理、保管というのはやるべきでないのかなと。それは、やっぱり分散をしているリスクがやっぱりあるわけです。何があるか分からないわけですから、そういう管理の仕方をもう一回見直してはどうなのかなという感じ今思いましたので、そのことについてもし考え方があればですね、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 一点目の管理、設計の管理関係でありますけども、今回の工事につきましても、工事の請負、それから設計、工事自主設計とは別に管理業務についても、委託をお願いをしているところであります。ですので、当然専門の方の技術的な管理、それから発注者との打ち合わせ、報告書類の提出と中間検査という必要に応じた中間検査ということで実施をしているところでありますし、管理そのものについては教育委員会部分のものについては、工事の規模、内容によって必要に応じて、管理業務も委託をして、管理をしていくことであります。

今回の中央公民館そのものの、40年前の当初の部分について、現在出来高と言いますか、当時の図面が確認できなく、当初と詳細な施工図、それから等が手元で確認できなかったということで、今回のような変更をお願いする上ないという状況になったわけでありまして、管理そのものについては必要に応じて、規模程度によってお願いをしているところであります。

設計当初の管理につきましては、教育委員会としては管理する改修、新築等の管理する建物が非常に多数あります。現場状況について、その図面を利用する場合にあっても、主管課と言いますか、教育委員会で利用する場合がほとんどでありますので、そういった管理の日常的な管理等については、主管課と言いますか、教育委員会で担当した方がむしろ合理的であろうというふうに考えます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ございますか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 600万円の増工について工期、それから秋にかけて、いろんなイベントが中央公

民館で行われています。町民芸術祭とか、こども伝承祭とかですね、芸能祭とかいろいろあります。そういったものがどれぐらい、当初の設定がいくらで、工期は延びるのか延びないのか、そこちょっと。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 工期につきましては当初9月30日というふうに見込んでおりましたが、今申しあげましたような状況がありまして、11月30日までの延期というふうな内容となっております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） では2ヶ月延びるということですね。その600万円の増工で、600万円ぐらいの増工で2ヶ月というのはちょっと延びすぎじゃないかなと思うんですがね。その工事の内容もあるんでしょうけども、それはそれとして、9月から11月30日の2ヶ月の間、今まで町で中央公民館でやってきた、これからやるであろう予定している行事がいっぱいあると思うんですよ。その辺のところの把握は教育委員会はどう…

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 10月、11月について、公民館の利用状況なのですが、大ホール以外の部分については通常通り利用していただくことができます。大ホールにつきましては屋根の工事が関係しますので、当初9月30日という話をしておりましたが、こういった事情で工期の延長ということで、10月以降、11月中までに4件ほどの利用の計画を予定、当初されていました。この件、それから新たに今後利用の申し出がある分についても、従前、当初通り使っていただけるように業者と協議しながら、進めてまいりたいと思います。

具体的には、屋根裏、屋根の工事なものですから、天井の工事ではなくて、屋根の工事でありますので、そのホールを4階の大ホールを使う場合については、上の工事について休止をすると。土日の利用が多いわけで、当初から休止という想定が多いわけですが、そのものについては休止をすると。そして、当初の利用については予定通り使っていただくというような計画となっております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） だから、本当にいろんな芸術の秋ということで、いろんな町の大事なイベントが目白押しですので、そのそういったことで支障のないようにですね、万全を期していただいて、または工事の安全管理ももちろんこれはいいことではないんですが、その辺を含めて早期完成、完全なものにでかしていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第6**、議案第55号 平成25年度真室川町一般会計補正予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。8番 佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 17頁の19節、まず自主防災組織設備整備事業補助金144万円ありますが、この執行理由をお願いします。

○議長(佐藤忠吉) 総務課長 新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) これにつきましては、各地区分館の方に昨年度中に避難場所ということになっておることから、発電機と投光器を配布しました。ですがこの部分について、まだ自主防災組織というのはまだ組織化されていなかったこともあったことからですね、この自主防災組織の設備率を促すということで、今後設立をしていただくために、発電機1.6kwと投光器、ガソリン携行缶7箇所、本町、元町、栄町、共栄、西郡、谷地ノ沢、駅西住宅、後梅の里団地1、2に発電機1台と格納用の何と言ったらいいですかね。格納庫ですか。そんなに立派なものではございませんので、それらの格納庫ということがこの金額でございます。

○議長(佐藤忠吉) 8番 佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 今月の1日防災訓練があったわけです。今、会場がちょうど私の部落にあるあさひ小学校ということで行われたわけなんです、その際に自主防災組織の放水訓練がありました。

この自主防災組織には、名簿なんかも作成されているんだよというような前区長の話もあったんですが、その中には我々も多分入っていると思うんです。ただ、我々見たことないわけですから、名簿が。整備されているのかどうか一つ。

それから、あの訓練を見て、これは誰も思ったと思うんですが、やっぱり自主防災組織なものですから、一回も訓練やってないと。ホースを広げて水を出したんですけども、実にもたもたと誰が命令かけて、誰が水を出すのか全然分からないと。それなりに時間もかけて、水は出したんですけども、ただこういうものが仮に現場においてなされた時に本当に、そのスムーズに活動できるのか、あるいは危険性がないのか、そういったこと考えてみて、例えば一定の行

動の指揮系統あるいはそれぞれのグループの中のリーダー、そういうこのマニュアルとそういうもの決めておく必要性がないのかどうか、それが2点目。

それから、この自主防災組織の町としての捉え方、位置づけと言いますか、2軍消防と言うのか、各他の市町村には行く必要ないんですけども、全く消防団員でもない、全くボランティアでもないような組織なものですから、町としてどのような位置付けをされているのか。将来には、それをずうっと全体的な形態ができていないという話ですが、これ各集落に全部網羅して、その組織を作っていくのかどうか、その辺聞かせてください。3つ。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） ちょっと9月1日の防災訓練、私、私用でちょっと休んでおりまして、状況についてはこの目で見ておりません。ですが、大体消火栓の使用した訓練等と申しますか。初期消火訓練ということで自主防災組織ということでやっていただいておりますけども、私どもが自主防災組織にお願いするのは、何かあったときに火事を消してくれということはお願ひしておりません。安全なところに逃げていただく。いかに、安全に避難をしていただくかというのが第一にでありますということをお願いしているわけでございます。そこまで、至らなくて例えば、地震等でなつて、通常の火災であつて、こちらから消防北支署及びどこでも行きます4分団、地元の消防団が間に合わないような状況、若しくはその危険性があまりなくてですね、消火栓を使用して、初期消火で対応できるといった場合は、前も言いました予備消防団というところ、あるところとないところあるのですが、消防経験者等がまず火元に近寄らないような範囲の中で、初期消火にご協力をお願いしたいということでお願いしております。

実績を上げていただいたのは、大平でちょっとボヤになってですね、火が出たときに、あそこ消火栓を開けて地区の方が出していただいたという経過もございます。その程度であればもう十分というふうに、それやっている間に北支署の方が到着するわけでございますので、そのような範囲の中でやっていただく。ただ、いざという時にまごつかないように実際の訓練をしていただくと。基本的には消火栓を開けて水を出すということよりは、身近なものであれば、消火器、家庭用消火器でまずもって対応していただきたい。それらの消火器の訓練もやっているというようなことでございますので、ちょっとまごついたという状況は私も見ておりませんけども、一回経験することによって、次どうすればいいのかというのは当然分かるわけでございますので、それは訓練が上手くいった、いかないというのではなくて、そのための訓練というようなことでございますので、別に恥ずかしいとかないということでは私はないと思いますので、なお継続してやっていただければ幸いであるというふうに感じております。

後、自主防災組織、まだ7、8箇所ですね。まだないわけですけども、今回これによって、将来的には作るというようなお話もいただいておりますので、この地区が入れば、これは人数での%になりますので、うちの方は90%後半にもうなつてございます。これらの方々が入って

いただければ、100%になるだろうということです。100%になったからいいというわけではなくて、自主的に自主防災組織としての機能を、これからどうしていくかというふうなことでございますので、あまり難しいことすると、やはりマニュアルであるとか、その各役員を決めて、その役員の行動をどうするかという想定を最初にしてしまうとなかなか進まないということで、町内会の役員の組織をそのままスライドさせていただいても構いませんということを申し上げております。基本的にやはり町内会長さん、区長さんが自主防災組織の会長さんになっていくというような状況でございますので、それらがあ程度この部分を含んでですね、なってきた段階でこちらとして連合会というものを組織していただければなと思っております。そして、その中である程度の意識の高揚と、自主的な常日頃の活動のチェックと申しますか。そういった体制を取ることで可能になるというふうに考えてございます。

なお、リーダーの研修会、これは現在もやっております。取り組んでございまして、各区長さんとか、自主防災組織の方にいついつこういう防災リーダーの講習会がございまして、是非参加をしてくださいというお願いをして、ある程度でございます、全部ではないんですけども、一回行けば大体分かりますので、交替という感じで参加をしていただいているところでございます。これらについても、なかなかいろいろな個所から講習会があつてですね。研修会ですか。真面目な区長さんからは、こんなに出来ないというようなご意見もあるぐらい、研修とか講習のご案内はしているところでございますので、是非1回ぐらいは最低参加をしていただければなというふうに思っておりますので、これからはこういった取り組みをしてみたいと思います。

後、自主防災組織としての位置づけなんですけど、やはり前から言ってますとおり、自助、共助、公助というふうな順番からいきますので、自助、共助という部分でやはり地元で大規模であれば、話はある程度変わって来ようかと思うのですが、先ほど来ご質問のありましたその要援護者の支援の仕方でございますとか、そういったものが諸々と噛み合ってくるものでございます。

従いまして、自主防災組織はあくまでも、自助、共助、公助の部分を担っていただく組織であると私どもの防災計画です。いろいろあります国民保護計画でありますとか、防災計画でありますとか、先ほど来の要援護者と、いろいろな高齢者対策も含めた弱者対策と申しますか。そのような計画もございまして、一つにまとめられないかというご意見もございましたので、今後自主防災組織の育成をしていく場合には、先ほど来いただいた意見も参考にしながらいろいろな計画の中でばらばらで動くのではなくて、町としてのその危険を回避する防災のための行動マニュアル的なものを作ればなというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 水を出すことない。避難が優先課題だということです。現実には防災訓練にホ

ースを広げて水を出すわけですからね。やっぱりあれが最大のテーマだと思うんです。これは何でこんなこと聞かかと言いますと、やっぱりいろんな動作をすることによって、重い軽いは別としても災害に合う場合も無きにしも非ずということで、そういう場合に位置付けによって、組織員がそういうような補償の対象になるのかどうか、そこまで考えているのか、全くのボランティアだということになれば、なかなか核心に触れたような行動がとれないと思うんですが、どの程度考えていますか。そういう災害に対する補償については。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） はっきり申し上げて、自主的な行動をされた場合の補償するものは町としてはございません。補償があるのは、申し上げましたように当然消防団あるわけです。それといわゆる自衛でしてもらうところの、消防に対してのものを補償対象ということをしておりません。各地区におけるものでございます。この辺のですね。ですから、私申し上げているのは特に逃げていただくと言ったのは、まさにそこにあるわけで、これ非常にその場合に分からないことでございますので、例えばちょっと想定するのは非常に難しい。人によって…

（「補償するのか」の声あり）

それは状況に応じてですね、こちらから見舞金という制度に該当するかどうかということはケースバイケースになろうかと思います。

（「仮に父ちゃん達死んだ場合とか出てくる」の声あり）

（「最悪なこと考えた場合にどういう判断をするのか」の声あり）

ですので、予備消防ということをお願いしているわけでございますので、前も何回も言いますが、消火栓を開けて、初期消火に協力していただくというのは大変ありがたいのですが、あくまでも火元に近づいたり、そういうことないと判断された場合でないと、私どもも消してくださいとはっきり私どもお願いはしてございませんので、そこら辺の判断をもう少し今後自主防災組織等の、これから説明会等研修会とかございましたから、そういうの含めて考え方としてやっていきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 確か、この前の説明会でもそういう話聞きました。それでは消防という意味合いからいうとただ逃げるだけだったら、自主性組織をとらなくてもいいんじゃないかなと。やっぱり例えば常備なり、あるいは出火した場合に事前に消火できるような行動を取ってほしいから、そういう組織をするんじゃないんですか。

私が言っているのは、そういうものに全く構わないで火が出たからといって逃げる人がいないと思うんですけれども、やっぱり万が一そういう場合に、軽くても重くてもやっぱり災害にあったときに、それなりの補償をするというのは各部落に自主防衛組織というのをすぐに作ってくださいと町の方から要請しているんです。そうすれば町が要請して、各組織を作らせたとい

う意味合いが出るわけですね。しかも、消防OBではないでしょうが、そこら辺にこのボランティアでやってくださいということと言っているのか、全くボランティアであれば当然拒否もできるし、ただ我々地域内で区長から聞くと、やっぱり一定の年齢があつてほとんどなった人はしかも動ける人はみんな入ってくださいということで名前は連なる、載ってるはずです。ですから万が一の場合と、どういう判断をするのかなということ聞いてんです。もう一回お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） ちょっと最初にあれなんですけども自主防災組織には、率先して消火をお願いしてくださいとお願いはしておりません。逃げてください。あくまでも、避難を回避して、いかに安全の中で避難することができるかということをやっているのが自主防災組織です。その中で、自助、共助というのがあって、もし助ける人がいれば誰がこの人を面倒みるんだというようなことも地域の中で話し合っていて、この場合はこのルートを通って、どこに避難すると、それが第一であります。ちょっと一步進んだところに確かに消火隊という名前を付けてる組織も中にあるようでございますけども、それを一番最初に通常の火事の際にですね。自主防災組織で火事を消してくださいということは、私どもお願いはしてございませんので、その辺の誤解がないようにこれからも説明したいと思います。あくまでも火災の際にご協力願うのは、予備消防隊ということで、補償のある方にお願いをしているということでございますので、是非この辺はちょっと自主防災と予備消防の関係を切り分けていただきたいと。全然関係ないというわけではございませんが、やはりそういう危険業務については、切り分ける必要が当然あるんだろうというふうに思いますので、是非ご理解お願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 6款の農林水産業費の17頁になりますけども、6次産業化の実施推進本部を立ち上げて、この10月までには方向性を出したいということで今鋭意努力していただいているところでありますけども、私もちょっと資料ある人から素案というのをもらって見ておりますけども、この17頁には記載されておられませんけども、議案の概要の中にですね。6次産業化の異業種とのネットワーク構築のための推進費ということでもありますので、この中身について一つお伺いしたいということと、それから今中間推進本部での、いわゆる検討の推進状況なりですね、どのような方向性で進めているか分かる範囲でお伺いをしておきたいとこう思うように思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 6次産業化ネットワーク交付金の計画内容という捉え方でよろしいですか。国、県挙げて今6次産業化に取り組んでいるという中で、推進のための交付金制度があるということで、本部を立ち上げた段階でいち早く名乗りを上げて、この交付金の獲得に当たってき

たところであります。

その中で、今議員おっしゃったように、異業種との交流、マッチング、そういうものを進めていくことが、6次産業化にかかせないということであるということで、農業者をベースにしながら、加工あるいは流通、そういう方々とのマッチングの場面ですね。あるいは、加工品として流通させていくための販売のためのマッチング、その辺をこの交付金で行っていきたいというのが一つあります。

さらには、いわゆる地元において、この6次産業化という部分については、まだ一部の人間の中でしか、動いておらないというのが実態でございますので、10月の推進本部会議で計画が承認されれば、本格的に6次化の普及啓蒙推進にあたる活動を展開していきたいということで、それらの講師を呼んだりですね。研修のための旅費を付けたり、そのような経費を今回のあるいはPR活動費も含めてですね。今回のネットワーク交付金で予定をさせていただいたということでございます。

それから、推進状況ということでございますが、10月の推進本部会議に向けて、最終の詰めに入っております。3つの部会を設けながら、部会毎の意見交換を行ったり、部会を超えた意見交換を行ったりしながら、方向性をまとめ上げているところでございます。

議員見ていただいた素案については、どの段階のものか分かりませんが、最初については基本的な線で素案を出しながら、参加者のいわゆる部会の部員の皆さんの意見を、とにかく多く拾い上げようと、それらを計画に反映しようと、そういうスタンスで取りまとめをしておりました。

従って、「何だ。町の素案に具体性がないんじゃないか。」という批判をいただいたこともございますが、具体的なものは町民の皆さん、部員の皆さんから意見をいただいて、構築していくんだとそんな方向でまとめをさせていただいているところであります。

事業主体はどこになるのかという部分が、非常に課題でございまして、その事業主体が定まらない中で、事業を決めていくというのはかなりの冒険もしなきゃいけないわけですが、ただこんな方向で行ったらどうかという皆さんの総意でまとめ上げる計画でありますので、ある程度具体的なものは出していきたいと、しかもそれが生産、加工、販売までの一つのプロジェクトとして、打ち出していければいいのかなということで今準備を進めているところでございます。まだ、過剰修正を加えなきゃいけない計画でありますので、いろんな方からご指導ご意見をいただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 今の課長の足りない部分については、まだ一部の団体だけのもっと増やしていかなきゃならないということなんですけども、そのとおりでこの素案見る限りですと、やっぱり既存の団体での中ではないということもあるし、そして私も一般質問の中でよく6次産業

化については、6次産業化というのはネットワークづくりだというようなこと何回も一般質問でしてきた経緯がありますけども、これからそういうようなネットワークづくりをしていくのか。これはいつの段階かこれは私も分かりませんが、この素案の中にはネットワークづくりに、ネットワークという言葉も出てこないんです。この素案の中には。これは、推進委員の人に任せるほかないんですけども、ちょっとネットワークづくりの部分について、全然出ていないというのがちょっと、これ一番新しいやつだと思います。表の中ではやっぱりネットワークづくり、やっぱり6次産業化はネットワークづくりで、いわゆる例えばいろんな集落の中で、主婦の人達が漬物とか、そういうものを趣味でやっているとか、そういうものを商品化するとか、そういうもののやっぱり集合体にしていかなければならないのではないかなという感じしますので、いずれにしても推進委員の進行状況見守りたいと思っております。

それから、最後に課長が言うておりました、どこが事業主体になるのかというようなことありますけども、私は町内のいろんな団体、町内のいろんな町内の団体がまとめていくのは、これは行政きりにないとかいうように思いますので、他所の6次産業を推進している他町村なんかも見ても、やっぱり事業主体は行政がやってるとというのがほとんどでございますので、推進母体はやっぱりあくまでも自治体というようなことの方が、私は一番まとめやすいのではないかなとかいう感じをしております。これはまず、途中経過での私の感想でありますから、先ほども言ったように、推進委員の皆さんも推進状況を見守りたいとかいうふうに思います。けども、是非ネットワークづくりについて、少し力を入れていただければ良いとかいうふうに思います。もし、何か感想…

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 多分、議員お持ちの資料は部会資料だと思います。その部会資料の前に、7つの柱となる項目を定めた推進事項がございまして、いわゆる今この部会で議論している基となる資料ですね。そこにはネットワークは記載し、大事にしていくということにさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今進めているのはいわゆる異業種の方々が集まって、計画を策定するためのネットワークであって、今後それぞれのプロジェクトを進めていく中で、関係業者のネットワークを組んでいく必要があると。そうでないと、ものが前に進まない完結型にならないということだと思いますので、その辺は今後、事業の展開の中で、当然進めてまいりたいと考えております。

それから、事業主体の行政の部分でありますけれども、行政として強く関わらなければならない部分も当然あるかと思いますが、全てが行政ということでも動けないところがあるのかなと、やっぱり民意の力、あるいは流通関係の力もいろいろお借りしないと成り立たない部分もあるのかなとかいうふうに思いますので、これから具体的なプロジェクトが展開していく中で、

その辺の連携はしっかり図っていく必要があるというふうに考えています。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 外山議員のお話と同じような質問になるかと思いますが、課長、特に町ではですね、農業は基盤産業だというふうなこと位置づけです。今の安倍政権でも成長産業は農業だというふうなことで農業に力を入れてくるようです。そういう意味では、今年の畑作、稲作物あまり上等でないようですね。生産物としては、私は昨年度よりダウンするのではないかというように思うんです。そういう意味では、県の補助金絡みからですね、こうした6次産業化ということで、組織を作って今推進しているわけなんです。夢があるわけですね、先に。ただ、これもいつまで私は気短なものですから、いつまでこの推進本部がある程度の形を作って、そしていざこれでやりましょうとテープカットできるのはいつ頃ですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 私もあまり気の長い方ではないんですけども、現在計画しているということは26年度から進められる事業は進めたいと。もちろん25年度中に手がけている部分もあるわけですし、先行して例えば甚五右エ門芋でも6次産業化での成功例として、あまり成功例と。失礼しました。撤回します。甚五右エ門芋なんかは非常に評価が高い部分になっていますけども、いわゆる先行事例もあるわけですから、現在計画している部分については整い次第、順次進めていきたいという考えでございます。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） はっきり言いにくいんだと思うんですけども、やっぱり一農家、少数の農家ですね、この事業に参加するということではなくて、多くの農家に参加してもらいたいと私は思うんですよ。その際のスタートラインをどの辺に計画しているんですかということです。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 私どもが進める中で、先ほどもちょっと触れましたけども、6次産業化について協議、関心を持っていただく。やってみようかなとそういうふうに具体的に行動に移していただくということがまず大事だというふうに思っております。

ある組織の取り組みの中で、いろいろ仕掛けても町民が乗ってこないというようなお話を聞く場面も多くございます。町民の皆さんに自分もやってみるかなと、できるんじゃないのかなというような、そういう意識啓蒙等の事業含めれば、今年度から既に始まっているということで捉えております。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） そういように夢のある一つの仕事だったら、皆さん大いに参加してくれたと思うんですよ。やっぱり、その夢の部分をあなた方が啓蒙しないと、なかなか農家の方は参加しないというようになると思うので、今年からやれるのはやるという話にもありますけども、

早々にですね、そうしてスタートラインについてもらいたいというふうに思います。町長いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 10月に実質的な立ち上げと、具体的な立ち上げというようなことになろうかと思っています。先ほど言った先行して、もう商品化している人達もいるわけでありまして。ネットワークの話も出ました。やはり、やるのは本人達ですね。事業者なり個人の加工施設を持っている人達が今やっているわけでありまして。やはり、加工施設を増やしていくというようなことも大事な施策だろうと思っております。

最上町さんの話も出ましたが、本当に真室川でも赤ニンニク作っている方もいますけども、それを発酵黒ニンニクというような加工をして販売を最上町さんの方でやっているようがあります。同じようなものを作って、いかにやっぱり加工品につなげて販売していくかというようなことだと、いい例が身近なところにもありますので、そういうPRもしながらですね、それを具体的に農家の人達がなり、個人の人達が、または事業者の人達がですね、いかにしてやっていくかというようなことだと思うんです。具体的にはみちのくさんもどんどんやっていますし、佐藤商店さんもいろいろな加工を手がけながら、やっているわけでありまして。実際一人でデパート行って販売もしていると。そういう情報を得ながら、そういう人達とつながり、また逆に教えてもらいながら、やっていくというようなことに少しずつ進めながら、進んでいる面もあるわけでありまして、それらを大事にしながら、進めてまいりたいと思っています。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） この度の一般会計の補正、各種事業特定財源とか、後は災害復旧事業債、それから普通交付税で歳入がそのほとんどを占めているわけですが、先般新聞の報道で交付税、町の方には約29億400万円というような新聞報道がなされました。それで、前に臨時議会です、その町職員の給与削減、つまりその交付税で4千万円ぐらい削減されるだろうというふうな、そういうお話だったと思うんですがね、この度29億400万円、つまりこれは削減されたもので、これぐらいという考え方で、削減されなければ29億400万円ぐらい真室川に入ることだった。その辺の確認をちょっとしたいと思います。

それで、普通交付税4月、6月、9月、11月。9月の4日になんか入るということ、もうこれは額は、町は情報として29億400万円の普通交付税の情報は掴んでいると思うんですよね。それはもう確定しているかそこを確認です。

ですから、そうしますと平成24年が約29億円の普通交付税ですから、4千万円減らされても前年並みの普通交付税が来るのかなと。つまり、先ほど言った4千万円、本来は29億400万円に4千万円上乗せなることだったのかどうか、そこを確認です、それが一つ。

後はですね、15頁とそれから13頁にコミュニティ助成事業の交付金というのがあります。これで、宝くじの助成で交付金事業ということで、それで5件推薦したんだけど、1件これの広報に載りましたが、曙町が1件もらったということです。これのこれは恐らく町で挙げても、町では裁量権ない。これで大体ですね、県内でどれぐらいの町村でそれから何件ぐらい採択今期されて、その金額がどれぐらいか。もし、掴んでいましたらそれをお願いしたい。

それから、もう一つですけども、この度災害がございました。8月8日から9日の大雨で、産業課、それから建設合わせても86件、これはもう復旧したのはいろいろあるんですか。その中で、19頁に工事請負費、公共土木施設災害復旧事業工事請負費ということで5,900万円、町道2路線ということですので、この内容をちょっとご説明いただきたいと思います。

そしてその上にですね、これは林業施設災害復旧費ですけども、林道災害復旧測量設計業務委託料とこれセットだと思うんですが、林道災害復旧事業工事請負費、これが説明だと町有林の農道だということ、ここはちょっと詳しく。

後はですね、これから降雪期にかかるので、この工事どれぐらいに完了というか、国の査定をこれから受けなくちゃいけないものもあるかと思いますが、例えば冬期間ずれこんじやうのか、それとも降雪前にできるのか。そして、また路線の中ではもうそこは通ることが出来ない。通行止めになっている。そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 交付税、普通交付税の件でございますけども、これは4月に決定、本算定ということで決定してございます。29億414万2,000円ということで、前年よりも増えているわけでございます。結果でございます。

その給与削減ということがどうなっているということなんですけども、これは考え方もあるかと思うんですけども、そもそも本査定の段階で、基準に対して自由額の部分での、給与削減は前提としていると、前提に各関係品目の対費用を既に現じて算定しているということになりますので、含んでいるというような理解になるのではないかと思います。それを含んで、昨年と比較しまして、この470万円ほど私どもの分は増えてございます。その他諸々の要因はあるんですが、0.2%の増ということで、結果的には去年より増えたということになってございます。いろいろとその人員削減分の分については、また今後のところでいろいろありますし、元気づける推進費でその分を賄うというようなこともございますので、私どもとしてはそれらを諸々含んだ結果が、対前年で0.2%増えているという結果になっているというふうに理解しております。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） それでは、私は15頁のコミュニティ助成事業の給付金、この度マイナス520万円ということになりました。当初予算では750万円ということで、一集落250万円の3集落とい

う計算で計上しておりましたが、結果的に採択されたのが1団体で、230万円の団体が採択され、2つが採択されなかったということで、こういうふうな補正予算を上げさせていただいております。

ご質問の平成25年度のコミュニティの、山形県の状況でございますけれども、現在ですね、私の調べた結果、24年度しか公表されてなくて、ちょっと5年度のやつがありませんでした。参考に、24年度の山形県の状況だけ、ちょっとご報告させていただきたいと思います。24年度採択、真室川町は2つ採択されておりますが、24年度山形県で採択された件数が34件でございます。そして、総額で7,820万円の24年度が採択されています。県内どこの町村が幾らということは、ばらばらでございます、申請されている件数とか内容によるかと思っておりますけれども、郡内では10の10地区、最上郡内で採択されたそんな状況でございます。

○議長（佐藤忠吉） 建設課課長補佐 奥山新吾君。

○建設課課長補佐（奥山新吾） 19頁の公共土木施設災害復旧事業工事について、ご説明いたします。

町道2路線になります。一つが町道関沢・塩沢線、もう一路線が町道小国・西川線の2路線となります。町道関沢塩沢線につきましては、今現在は車の通行が可能となっております。町道小国・西川線につきましては、全面通行止めとなっております。関沢・塩沢線につきましては9月18日に国の3次査定を受ける予定となっております、小国・西川線につきましては9月30日の週に第4次査定を受ける予定となっております。

完成はいつ頃になるかということにつきましては、国の内示、それから天候等にもよりますが、関沢・塩沢線につきましては、今年中の完成を目指しております。小国・西川線につきましては、今年度内の完成を目指しております。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 林道災害復旧工事費についてのご質問でございます。お話ありましたとおり、これにつきましては、権現堂線でございます、ちょうど携帯のアンテナが建っている、

林道脇に建っている場所があるんですけども、その林道をはさんで、その携帯アンテナの反対側、法面ということで20m四方ぐらいで崩落がございました。ただ、ガードレール部分まででございます、道路そのものが全て崩落したという状況でございます、無理して通れば通れない状況ではありませんが、路肩に近づいてということの危険性もあるので、とりあえず通行止めの表示はさせていただいております。

なお、最終査定がこれからでございますので、詳しい工期について申し上げることはできませんが、可能な限り年内の完成を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 交付税については、普通交付税29億、それから特交がまた来るんでやっぱり昨年並み以上は期待はしているのかなと…。それは分かりました。

それと、後コミュニティ事業ですけれども、34件780万円これは書状見てもばらつきがありますね。最高額に250万円でしょうから。単純に割ると780万円ですね。34件。

（「7,800万円」の声あり）

7,800万円、では220万円ですね。はい分かりました。それでですね、コミュニティ事業、これは曙町の団体の方は、これ今年上げたのではなくて2回目で、2年目でいただいたと。それで、これ相当ありがたい事業だと思って、やっぱり相当各市町村でも認知されて競争倍率が高くなっているんじゃないかと思うんですけれども、これは町の方では、何もその例えば5つ出た時に白紙の状態で、ポーンと券上げるわけですか。町はです。例えば、町が何かコメントというようなことないわけですか。あくまでも県が県で査定をする。送還する。

後ですね、これ例えば今年駄目になったところがまた来年度も上げるといった時にいろんな諸般の事情で、例えば一番大きいのがこれ発電機なんかが入っているんですが、発電機は公民館に事業で入ってきてるんですよ。これは15万円ぐらいでしょう。そうするとそういったもの抜いて、その事業変更というものがそんなに採択に無策はないんでしょうね。あんまり変更が多すぎても、当初はどうだったんだと。その変更理由か何かも2年目出す時にはですね、そういったものも必要。これはいい事業で、コミュニティでいろんな活動をしている集落には是非ですね、採択していただきたいと思うんですね。如何せん、競争率が高いんで、その辺も町も最大の努力一つしていただきたいと思います。

それで、公共土木の方は、これで小国・西川の方は通行止めで、冬期間はあそこは通らないということで遅くなってもいいのかなと、年度内にですね。ただ、その関沢・塩沢線については、住宅があるわけですから、あそこは通行は今可能なわけですね。それについては、今年度中の完成ということですから、降雪前にできればいいですが、その辺はいろんな、この後9月18日の査定ということですので、早期の完成を目指すように一つお願いしたいと思います。そうするとコミュニティ。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） それでは、私の方の質問2つございました。まず、その申請する場合の町のコメントというふうな、まず最初にその部分説明したいと思います。今年1件採択されましたけれども、申請した件数が5件でございました。5件の中で私の方ではこれとって、例えば優先順位付けてやるのかと、町の方からそういったことは一切ございません。ただ、一つ言えるのは前年も申し込んでますと。2年目ですというぐらいでございます。例えば、いろんな5つの集落がいろんな事業が出てまいります。防災だったり、除雪機だったり、それから音響設備だったりいろいろあるんですけれども、そういったことでこちらの方から事業を作れというのはございません。まず一点でございます。

それから、2年目に採択される、2年目になった場合に変更になった場合どうなのかという

こととございますけども、過去もそういうことがございました。ただ、一つ採択されてから変更になると、ちょっとそれなりの変更理由とかが必要だと思いますけども、1年目採択されなくて、2年目申請すると。2年目が採択された場合は、そのようなことに関しましては、特段影響がなかったかと記憶しております。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 林道の件あれでした。そんなにいろんな通行止めをしているんですけども、例えば農作業だとか何とかに支障がない場所だと思いますが、そこ確認だけです。

それで、これ必ず来年度に向けては変更ならざるを得ないんですよね。例えば、来年度もし消費税上がるだけで、それだけでいろんなもの全部変えなくちゃいけませんのでね。それをそういうものについては何ら制約がないということで、来年も恐らくこの落選した4地区、さらには新しい地区が出ているんじゃないかと思うんですが、その辺は一ついろんな事業説明をですね、きっちりと各集落にして、やはりいろんなボランティアとか、地域の活動一生懸命やっているところが採択なる確率高いですから、その辺のところもですね、ご指導をいただいて、なるべく今年1件ですけども、来年なるべく採択できるような助言をよろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 議員おっしゃる通り、崩落の状況が林道の中央とか、林道全てまで至っているわけではございません。先ほど申し上げたとおり。従って、通れない状況ではありませんが、非常に長雨が続いて、地盤が緩んでおるという状況の中で、しかも日常的に管理できることが難しい場所でもございます。そういうところから、今後雨が続き、崩落が大きくなっていくと、いわゆる林道部分まで拡大していくというようなことも懸念されることから安全策を取って、通行止めの表示をさせていただいたということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 私からは17頁、防災力基盤強化事業、これ本当は事業費入るんでしょうね。印刷漏れだと思います。事業になってますが、事業費の中の工事請負費、避難所バリアフリー化改修工事請負費3分館というような当初の説明でありましたが、その箇所と、それとその下の補助金及び交付金、避難所耐震支援事業費補助金199万2,000円、これの箇所を一つ、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 避難所バリアフリー97万7,000円でございますけども、これは秋山分館、大向、西川分館でございます。下側の避難所耐震改修支援事業費補助金ですが、これは西川分館、以上4件でございます。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 避難所、大変こういったバリアフリーとか、そうして避難所の耐震改修とかや
っていただいて、大変私は結構なんですけど、今後もそういった分館から、避難所に指定されて
いる分館から希望があれば、町でやっていただけるということを理解してよろしいでしょうか。
これは、工事請負費は直接町でやったということ、地元負担というのはなかったんですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 県のですね、これは防災力向上事業でございます。県補助が入ってござい
まして、町もありますけども、バリアフリーについては地元負担は6分の1と非常に良いもの
でございますので、これも26年度までという事業になってございます。下の分はこの間、前か
ら言っているその耐震改修診断を受けて、このぐらゐの金額になるだろうという申し出のあつ
た分館についての改修の補助でございます。来年やりたい、これちょっとある程度の負担金か
あるんでございますので、バリアフリーにつきましても、今年はちょっとあれなんですけど、
来年やりたいというところ既に複数箇所とか、2桁くらい、広範囲になりましようけども、全
部ではございません。やはり対象になるところがございまして、10箇所以上は今のところ手
を挙げているやの状況でございますので、なるべくこの補助があるうちに、県補助があるうち
にやってくださいというお願いもこちらの方でしてございますので、さらにPR方も進めて、
準備していただいて、折角この際でございますので、ちょっと面倒な箇所のところもあるかと
思います。大工さんの問題とかいろいろあるんでございますけども、これを機会にですね、地
区間のはっきり言ってある程度の整備と申しますか。耐震すれば当然壁面やら屋根裏等直すこ
とになりますので、公民館自体の改修にもなりますので、この際どうぞということでお勧めを
しているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 私何でこんなこと聞くかと申しますと、教育委員会の方で分館整備補助事業が
ありますね。これは工事の中身が違うと思うんですが、こういった町でそのように避難所に指
定されているところで、そういった工事をやっていただけるんだったら、分館整備ではなくて、
こっちの方にしたいというところ多分出てくるだろうと予想されるんです。なもんですから、
私お聞きしたんですが、これからできればそういった、いわゆる分館整備の補助事業と、この
避難所の整備とあまりこう格差のならないような、いわゆる分館整備とこういったことが、同
じ分館の整備でございますので、うちの方はかなりの負担やって整備したけどもこれしかなら
ない。分館整備であるいはバリアフリー、いわゆる避難所の整備については、大したお金出さ
ないけども、こうなったよというようなあまり格差のならないようなお互いに連携を取りなが
ら、是非やっていただければとそんなふうに思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 私どもいろいろあつて、査定をした中でですね、やはり分館整備事業と重

なっている部分ございました。例えば、秋山ですけれどもトイレ修繕も含むということがあって、分館の方の整備補助金に手を挙げておったようなんですけれども、こちらの方がトイレを交換しただけでもバリアフリーになるというような解釈になりますので、こちらの整備補助を使った方がよろしいんじゃないですかということで、避難所支援の方に回して、補助の額を上げているというような工夫もしてございますので、先ほどこの際ということで、できればということで是非利用していただきたいということでこれを進めていきたいと思います。是非補助制度があるうち、県費がいつまで続くか、３年間というふうになってございますので、その内ということです。

後は、先ほど何回も申し上げますけれども、その整備内容によってはバリアフリーに該当しなかったり、耐震改修に該当しなかったりということについてはやむを得ず、通常の分館補助金という形にはならざるを得ないかと思いますので、私どもはその内容を見させていただきながら、なるべく有利な方ということで、お勧めと申しますか、振り分けてまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤勝徳君に申し上げます。３回終わりましたので。

質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第７、議案第56号** 平成25年度真室川町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8**、議案第57号 平成25年度真室川町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) 以上をもって、本日の日程は、全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。次回、9月11日の本会議は、午後4時より開会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

この後、3時35分から請願審査のため、産業福祉常任委員会を議場にて行います。説明員として、町民課長に出席要求いたしますので、出席されますようお願いいたします。

(午後 03時20分)